

事業評価書（事前）一覧

事業名	
国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業	I-5-1
子宮頸がん予防対策強化事業	I-11-2
働く世代への大腸がん検診推進事業	I-11-2
職場における受動喫煙防止対策	Ⅲ-1-2
職場におけるメンタルヘルス対策の促進	Ⅲ-2-1
就職活動準備事業	Ⅳ-3-1
実践的な職業能力開発支援の実施	V-1-1
両立支援に関する雇用管理改善事業	Ⅵ-1-2

事業評価書（事後）一覧

事業名	
在宅緩和ケア対策推進事業	I-1-1
へき地巡回診療へり運営事業	I-1-1
小児救急電話相談事業	I-1-1
医療情報システムの相互運用性確保のための対抗試験ツール開発事業	I-3-1
医療情報システムのための医療知識基盤データベース研究開発事業	I-3-1
病原体等管理体制整備事業	I-5-1
過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策	III-2-1
ハローワークにおける正社員就職増大対策の推進	IV-1-1
マザーズハローワーク事業	IV-1-1
「70歳まで働ける起業」推進プロジェクト	IV-3-1
ジョブカフェ等によるきめ細やかな就職支援	IV-3-1
若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施	IV-3-1
関係機関のチーム支援による福祉的就労から一般雇用への移行の促進	IV-3-1
年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の開発・実施について	V-2-1
短時間労働者均衡処遇推進助成金事業	VI-1-1
育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金）	VI-1-1
養育費相談・支援センター事業	VI-6-1
要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度	VII-1-1
工賃倍増計画支援事業費補助金	VIII-1-1
発達障害者支援開発事業	VIII-1-1
がん検診実施体制強化モデル事業	I-11-2
マンモグラフィ検診従事者研修事業	I-11-2
要介護認定適正化事業	IX-3-2

「国民の安心を守る肝炎対策強化推進」事業（新規）

平成22年8月

健康局疾病対策課肝炎対策推進室(伯野春彦室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
- 施策大目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
- 施策中目標 1 感染症の発生・まん延の防止を図ること
- 施策小目標 3 肝炎対策を推進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県、市町村、民間団体

(2) 概要

① 肝炎検診強化事業（補助事業）

都道府県と検査機関等が委託契約を締結するなどして連携を図り、検診車の巡回等により、肝炎ウイルス検査の受検機会の増加を図る。また、受検者に対しては、肝炎ウイルスに関する正しい知識の啓発を行うとともに相談事業を実施する。

② 肝炎ウイルス検査クーポンモデル事業（補助事業）

肝炎ウイルス検査の勧奨方法を検証するモデル事業として、市町村が肝炎ウイルス検査クーポン券を個別配布し、個別通知による有効性を検証し、早期発見に資する効果的な支援策を検討する。

③ 多角的広報戦略事業（本省費（委託費））

従来から実施しているリーフレット等による広報だけでなく、新聞やインターネットバナー等、人の目に触れる機会の多い媒体を使用した、より多角的・効果的な広報を実施する。

④ 肝炎患者支援手帳事業（補助事業）

肝炎ウイルス検査の結果が陽性の者や治療の開始時等に、肝炎治療に関する情報などを記載するための肝炎患者支援手帳を配布する。

⑤ 地域肝炎治療コーディネーター養成事業（補助事業）

肝炎に関する検査や治療方法、感染経路等の知識を有するコーディネーター（市町村保健師や産業保健に従事する者等）を養成する。

3. 評価（必要性、有効性、効率性）

（1）必要性の評価

① 行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有／無

肝炎は、我が国最大級の感染症であり、B型・C型合わせて300万人を超える持続感染者がいると推計されており、また、適切な治療を行わないまま放置すれば、肝硬変・肝がんといったより重篤な疾患へ移行することから、その対策は急務とされている。したがって、早期発見・早期治療に資する取組は国や地方自治体を中心となって推進する必要がある。なお、一部の事業については、民間団体への委託を行う。

② 国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有／無

全国的な肝疾患診療体制の整備により地域偏在をなくし、肝炎医療の均てん化を図るためには、国が主導となって取り組む必要がある。

③ 民営化・外部委託の可否：一部可／否

多角的広報戦略事業については、その実施に当たり民間団体へ委託する。

④ 他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

—

2) 地方自治体に類似の取組はないか

①、③、④、⑤の事業は、一部の自治体における取組事例はある。

3) 他省庁に類似の取組はないか

—

（2）有効性の評価

（政策効果が発現する仕組み）

① 肝炎検診強化事業（補助事業）

都道府県への補助（投入） → 出前検診の実施（活動） → 労働者の受検者の増（結果） → 未受検者の減（成果）

② 肝炎ウイルス検査クーポンモデル事業（補助事業）

市町村への補助（投入） → モデル事業の実施（活動） → 検査受検者の増（結果）
→未受検者の減（成果）

③ 多角的広報戦略事業（本省費（委託費））

民間団体への委託（投入） → 多角的広報戦略の実施（活動） → 正しい知識の普及（結果） → 肝炎対策の推進（成果）

④ 肝炎患者支援手帳事業（補助事業）

都道府県への補助（投入） → 肝炎患者支援手帳の配布（活動） → 手帳交付者の増（結果） → 未治療者の減（成果）

⑤ 地域肝炎治療コーディネーター養成事業（補助事業）

都道府県への補助（投入） → コーディネーター養成事業の実施（活動） → コーディネーターの増（結果） → 未受療者の減（成果）

（検証）

本事業が実施されることにより、肝炎の早期発見・早期治療が促進され、ウイルス性肝炎に由来する肝硬変・肝がん患者の減少が期待できる。

（3）効率性の評価

これまで、早期発見・適切な治療の促進という観点から、利便性に配慮した検査体制の整備や、肝疾患診療連携拠点病院等の診療体制の整備を中心に行ってきたところであるが、今般、国民や患者に対する個別の検査受検や受診勧奨など、より積極的な介入を行うことにより、早期かつ適切な治療を促進することとし、大切な人財の損失を防ぐものである。

4. 評価の反映

次年度以降は、4の評価を踏まえて所要の予算を要求することとする。

（概算要求額（拡充に係る分）：3, 853百万円）

5. 事後の検証

（指標）

○アウトプット指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
出前検診実施件数	900件（前年度以上/毎年度）	当該事業の実施状況を見る指標

クーポン券利用件数	1,562 件（前年度以上/毎年度）	当該事業の実施状況を見る指標
肝炎患者支援手帳配布件数	10,000 件（前年度以上/毎年度）	当該事業の実施状況を見る指標
地域肝炎治療コーディネーター養成人員	50 件（前年度以上/毎年度）	当該事業の実施状況を見る指標
（調査名・資料出所、備考等）		

（評価計画）

本事業の効果を測定するために、上記の指標を一定年度にわたり測定し、一定年度後において、事業の評価を検証することとする。

子宮頸がん予防対策強化事業

平成22年8月

健康局総務課がん対策推進室(鈴木健彦室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 1 1 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

施策中目標 1 1 - 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること

施策小目標 5 がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

市町村

(2) 概要

がん対策として、子宮頸がん予防ワクチンとがん検診をセットで実施することにより、子宮頸がん対策の更なる効果が期待されるとともに、現在、自治体において様々な実施方法で行われていることから、ワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの情報（副反応等）を収集・分析し、標準化を図る必要があるため、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチンの接種事業に対し、必要な費用の一部を新たに助成するものである。

3. 評価（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

①行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有

がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。

市町村が行う子宮頸がん予防ワクチン接種事業の一部を国が補助することにより、ワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの情報を国が一元的に収集・分析することができる。

また、長期的には、子宮頸がんによる死亡者数の減少が期待できることから、女性の健康の保持増進という一定の公益性が期待できる。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有

がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。

本事業を国が行うことにより、市町村の財政負担を緩和するとともに、全国の市町村が子宮頸がん予防ワクチン接種事業を行う契機となることから、子宮頸がんによる死亡者数の減少に向けた全国的な取組が可能となる。

③民営化・外部委託の可否：否

本事業は、市町村が行う子宮頸がん予防ワクチン接種事業に係る経費の一部を、国庫補助を通じて側面から支援するものであり、国が民営化・外部委託して実施する事業としてはなじまず、事業の目的達成が困難となる。

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

特になし

2) 地方自治体に類似の取組はないか

一部の地方自治体において、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用に対する助成を行っているが、ワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの情報を収集・分析し、今後の予防接種のあり方の議論へ反映することを目的として事業を行っているところはない。

3) 他省庁に類似の取組はないか

特になし

(2) 有効性の評価

(政策効果が発現する仕組み)

子宮頸がん予防ワクチンについて、現在、様々な実施方法で行われているワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの情報を収集・分析し、効果的、効率的な方法を検討することを目的として補助を行い、将来の予防接種法の議論(公費助成等)へと結びつけ、ひいては、子宮頸がんによる死亡者数の減少に向けた全国的な取組に資する。

(検証)

本事業による子宮頸がん予防ワクチン接種者数の増加により、長期的には、子宮頸がんによる死亡者数の減少が期待される場所。

(3) 効率性の評価

■手段の適正性

本事業は、市町村が行う子宮頸がん予防ワクチン接種事業に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、効率的で適正な手段である。

■費用と効果に関する評価

本事業は、市町村が行う子宮頸がん予防ワクチン接種事業に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、費用面においても効率的である。

また、本事業の推進の結果、子宮頸がん予防ワクチンの接種者が増加し、子宮頸がんに起因する死亡者が減少することなど、一定の効果が期待される場所。

4. 評価の反映

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所要の予算を特別枠にて要望する。

(概算要求額：14,960百万円)

5. 事後の検証

(指標)

○アウトカム指標

指標名	目標値(達成水準/達成時期)	事業と指標の関連
子宮頸がん予防ワクチン接種事業実施市区町村数	子宮頸がんによる死亡者数の減少(死亡率の20%減/平成43年度)	より多くの市区町村に対して補助することにより、より多くの接種に関する情報(副反応等)を国が一元的に収集・分析することができる。
(調査名・資料出所、備考等) 健康局総務課がん対策推進室調べ		

(評価計画)

本事業の効果を測定するために、本事業を実施した地域において、上記の指標を20年間にわたり測定し、平成43年度において、本事業の対象者における死亡率減少効果を検証することとする。

働く世代への大腸がん検診推進事業

平成22年8月

健康局総務課がん対策推進室(鈴木健彦室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1 1 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

施策中目標1 1-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること

施策小目標5 がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

市町村

(2) 概要

特定の年齢に達した方に対し、市町村が大腸がん検査キットを対象者に直接自宅に送付することにより、がん検診の重要性等を理解していただくとともに、自宅に居ながらがん検診を受診可能とする体制を構築することにより、検診受診率の向上を図ることを目指し、市町村の当該事業に要する費用の一部を新たに助成するものである。

3. 評価（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

①行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有

がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。

市区町村が大腸がん検査キットを対象者に直接送付し、がん検診の重要性を理解していただくとともに、自宅に居ながらがん検診を受診可能とする体制を構築するために要する経費の一部を補助することにより、大腸がん検診の受診率向上が図られる。

また、長期的には、大腸がんによる死亡者数の減少が期待でき、国民の健康の保持増進に寄与することから、本事業には一定の公益性がある。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有

がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。

本事業を国が行うことにより、市区町村の財政負担を一律に緩和し、地域差なく大腸がん検診を行う契機となることから、大腸がんによる死亡者数の減少に向けた全国的な取組が可能となる。

③民営化・外部委託の可否：否

本事業は、市区町村が大腸がん検査キットを対象者に直接送付し、がん検診の重要性を理解していただくとともに、自宅に居ながらがん検診を受診可能とする体制を構築することにより、検診受診率の向上を図るために要する経費に対して、国庫補助を通じて側面から支援するものであり、民営化・外部委託になじまない。

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

特になし

2) 地方自治体に類似の取組はないか

特になし

3) 他省庁に類似の取組はないか

特になし

(2) 有効性の評価

(政策効果が発現する仕組み)

本事業において、より多くの方々の大腸がんの早期発見を行うことにより、早期治療へと結びつけ、ひいては大腸がんによる死亡者数の減少が図られる。

(検証)

本事業による大腸がん検診受診率の上昇により、長期的には、大腸がんによる死亡者数の減少が見込まれる。

(3) 効率性の評価

■手段の適正性

本事業は、市区町村が行う検診事業にかかる経費の一部に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、効率的で適正な手段である。

■費用と効果の関係に関する評価

本事業は、市区町村が行う検診事業にかかる経費の一部に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、費用面においても効率的である。

また、本事業の推進の結果、大腸がん検診の受診者数が増加し、大腸がんに起因する死亡数の減少が見込まれることから、一定の効果が期待されるものである。

4. 評価の反映

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所要の予算を特別枠にて要望する。
(概算要求額：5,505百万円)

5. 事後の検証

(指標)

本事業が期待した効果を発揮したかどうかについては、下記の指標を定め測定することとする。また、下記に示す達成時期を待たず、必要があればその都度改善を講ずるものとする。また、効果の分析には下記の参考統計も参照するものとする。

○アウトカム指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
大腸がん検診受診率の上昇	(50%／平成28年度)	本事業による検診体制の確立により、大腸がん検診の受診者数が増加する。
(調査名・資料出所、備考等) 国民生活基礎調査（厚生労働省）		

(評価計画)

本事業の効果を測定するために、本事業を実施した地域において、上記の指標を5年間にわたり測定し、平成28年度において、本事業の対象者における受診率の向上効果を検証することとする。

「職場における受動喫煙防止対策」事業（新規）

平成22年8月

労働基準局労働衛生課(鈴木幸雄課長) [主担当]

労働基準局労働衛生課環境改善室(亀澤典子室長) [担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
- 施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること
- 施策中目標1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること
- 施策小目標2 労働者の健康確保対策の充実を図ること

2. 事業の内容

(1) 実施主体

厚生労働省（本省）、都道府県労働局、労働基準監督署、受託者（企画競争入札により選定の予定）

(2) 概要

（厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署）

新たな受動喫煙防止対策（事業者の義務による、全面禁煙・喫煙室設置による空間分煙等）について、厚生労働省（本省）において周知用資料等を作成・配布し、都道府県労働局等を通じて周知・啓発を行うとともに、新たな受動喫煙防止対策の周知徹底を図るため、事業者に対して全国の監督署単位で説明会を実施する。また、飲食店、宿泊業等で喫煙室を設置する事業場に対し、申請・審査を経て喫煙室設置に係る費用の一部を助成する。

（受託者）

事業場からの喫煙室設置等に係る技術的な問い合わせに対して、まずコンサルタント等専門家による電話対応を一元的に行い、必要に応じて全国各地のコンサルタントが担当区域内の事業場を訪問して指導及び助言を行う。さらに、相談対応により当該事業場における問題点を洗い出し、喫煙室設置の助成につなげる。

4. 評価（必要性、有効性、効率性）

（1）必要性の評価

以下の考察を行った結果、本事業には必要性が認められる。

① 行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有／無

法令に基づく新たな規制の制定であり、規制内容の説明等については、制度を担当する行政機関が行う必要がある。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有／無

労働安全衛生法に基づく受動喫煙防止対策の実施に係る事項であり、地方自治体に当該事項を担当する部署が存在しないため、国が実施する必要がある。

③民営化・外部委託の可否：可／否

事業場からの喫煙室設置等に係る技術的な問い合わせに対する専門技能を有する民間のコンサルタント等による指導及び相談対応業務については、民間に委託することとする。

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

日本政策金融公庫が行っている融資事業として、喫煙室設置を含めた設備資金に対する生活衛生貸付があるが、経営基盤の脆弱な中小企業に対しては、喫煙室設置に係る費用の一部を助成する等、更なる支援を行う本事業が必要である。

2) 地方自治体に類似の取組はないか

神奈川県が行っている助成事業として、喫煙室設置を含めた設備資金の融資に対する利子補給事業があるが、神奈川県内の事業場のみが対象であり、経営基盤の脆弱な中小企業における利便性がより高い本事業が必要である。

3) 他省庁に類似の取組はないか

他省庁における類似の取組について、これまでに確認できたものはない。

（2）有効性の評価

（政策効果が発現する仕組み）

職場における受動喫煙防止対策の周知・啓発、喫煙室の助成、喫煙室設置に係る相談対応

- 職場における全面禁煙、分煙の推進
- 労働者の受動喫煙を受ける機会の減少
- 労働者の健康障害の防止

（検証）

上記の仕組みが機能するためには、事業者に対し受動喫煙防止対策の必要性・重要性を伝え、理解いただき、必要な対策を講じていただく必要がある。都道府県労働局、労働基準監督署が要となって機能し、事業者に対し、身近なところでの周知・啓発活動を丁寧を実施すること、また、民間に委託して行う喫煙室設置等に係る相談対応事業についても、当該事業の存在を事業者幅広く伝え活用いただくことや、事業者において質の高い相談対応が実施されるよう、事業の実施状況を把握し、適宜必要な取組を行うことが必要である。

効果の発現には、喫煙室の設置等事業者側に負担が生じる対策もあり、事業者側の準備等も必要であることから、一定程度の期間がかかると考えられる。なお、新成長戦略において、2020年までの目標として「受動喫煙の無い職場の実現」を掲げている。

（3）効率性の評価

本事業では、指導、助言を行うに当たって実際に事業場を訪問する必要がある場合には、全国各地のコンサルタントが担当する事業場を訪問することとしており、コンサルタントの移動コスト低減を図ることができることに加え、既に専門技能を有するコンサルタントを活用することにより行政が専門家を養成するコストを省くことができる点で効率的である。さらに、相談対応により当該事業場における問題点を洗い出し、喫煙室設置の助成につなげることで、高い効率性が発揮されることが期待される。

（4）その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

喫煙室設置に係る技術的相談対応については、地域の偏重なく全国すべての事業場からの問い合わせに対応できる体制を考えており公平性は確保されている。また、顧客が喫煙するために、直ちに全面禁煙等の有効な対策を講じることが困難な職場で働く労働者にも、本事業による喫煙室設置を促進することにより、一般の事務所の労働者と同様に公平に受動喫煙を受けずに働く環境が整備されることが期待される。

4. 評価の反映

4（2）有効性の評価において、指摘した工夫を事業内容に盛り込むこととした上で、平成23年度予算概算要求において所要の予算を要求することとする。（概算要求額：432百万円）

5. 事後の検証

（指標）

本事業が期待した効果を発揮したかどうかについては、下記の指標を参照するものとする。

○アウトカム指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
「事業所全体を禁煙にしている」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙にしている」といった有効な対策を講じている事業所の割合（※1）	H19年調査より増加／H24年	あり
喫煙対策の改善を職場に望む労働者の割合	H19年調査より減少／H24年	あり
職場で受動喫煙を受けている労働者の割合	H19年調査より減少／H24年	あり
（調査名・資料出所、備考等） 厚生労働省大臣官房統計情報部「労働者健康状況調査」（H24年予定）（※1は同調査より算出）		

○アウトプット指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
監督署における説明会開催率	100％／H23年度	あり
（調査名・資料出所、備考等）		

（評価計画）

本事業の長期的な効果を測定するために、平成24年以降の労働者健康状況調査を活用し、アウトカム指標から事業の効果を検証することとする。

「職場におけるメンタルヘルス対策の促進」事業（一部新規）

平成22年8月

労働基準局安全衛生部労働衛生課（鈴木幸雄課長）[主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
- 施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること
- 施策中目標1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること
- 施策大目標2 労働者の健康確保対策の充実を図ること

2. 事業の概要

（1）実施主体

受託者（企画競争入札により選定の予定）

（2）概要

○メンタルヘルス対策支援センター事業

地域における職場のメンタルヘルス対策を支援する中核的な機関として、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・適切な対応、メンタルヘルス不調により休職した労働者の円滑な職場復帰に至るまで、事業者が行うメンタルヘルス対策の総合的支援を行う。平成23年度は、事業場における職場復帰の体制づくりに対する支援について拡充する予定。

○メンタルヘルス・ポータルサイト事業

厚生労働省HPにメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を設置し、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族に対し、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報を提供する。

3. 評価（必要性、有効性、効率性）

（1）必要性の評価

以下の考察を行った結果、本事業には必要性が認められる。

① 行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有／無

職場におけるメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所は33.6%に留まっている（関連指標2）。また、取り組んでいない事業場においては、「専門スタッフがいない（約44%）」、「取り組み方が分からない（約42%）」などを理由として取組が進んでおらず、特に中小規模事業場における取組の促進が課題となっている（厚生労働省大臣官房統計情報部「平成19年労働者健康状況調査」）。

メンタルヘルス対策を促進させるためには、専門スタッフの確保や、取組方法の教示が必要であるが、中小規模事業場においては、経営基盤が脆弱であること等から、独自の専門家の確保や外部機関による取組支援を受けることは極めて困難であり、民間企業の自主的な取組による対策の促進には限界がある。

このため、特に、中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の促進に関し、専門家の確保や取組方法の教示について行政が積極的に関与することが必要である。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有／無

地方自治体では、個々の地域住民を対象とした健康確保対策を進めている。

国は、労働安全衛生法に基づき、事業者に対し労働者の健康管理を行う義務を課しており、労働基準監督署を通じ、事業者に対して職場における体制整備等に関して指導を行っている。

職場におけるメンタルヘルス対策は、全国の事業場に一律の基準として、メンタルヘルスの取組計画の作成や、担当者の選任、教育研修の実施、職場環境の改善等、職場内の体制整備を行うことにより、労働者の健康確保を進めるものであり、地方自治体が個々の住民を対象に実施する対策とは根本的に異なるものである。

また、職場のメンタルヘルス対策を促進するためには、長時間労働の削減や精神障害等による労災認定等と一体的に実施するとともに、労働基準監督署における指導と組み合わせて行うことが必要かつ効果的であり、これらを実施している国が実施すべきものである。

③民営化・外部委託の可否：可／否

上記理由により、職場におけるメンタルヘルス対策は、国が行っているが、本事業は、職場にメンタルヘルス対策のうち自主的に取組を行うことが困難な事業場に対し支援を行うものであり、労務管理・医学的分野の専門家の協力が不可欠であるため、民間に委託している。

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

なし

2) 地方自治体に類似の取組はないか

なし

3) 他省庁に類似の取組はないか

なし

(2) 有効性の評価

(政策効果が発現する仕組み)

- 1 メンタルヘルス対策支援センターによる訪問支援等の充実
- 2 メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供
→メンタルヘルス対策に取り組む事業場増加
→労働者の健康障害の防止

(検証)

1 メンタルヘルス対策支援センター事業

上記の仕組みが機能するためには、メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場に対し効果的に支援を行う必要がある。このため、本事業により「専門スタッフがいない」、「取り組み方が分からない」等の理由により取組が十分に進んでいない事業場に対し、個別に訪問し、社内スタッフや社員への教育・研修方法や、社内のメンタルヘルスに関する相談体制づくりの方法等、具体的な支援を行っている。

2 メンタルヘルス・ポータルサイト事業

上記の仕組みが機能するためには、「取り組み方が分からない」等の理由により取組が十分に進んでいない事業場に対し、ニーズにあった情報提供が必要である。このため、本事業により、メンタルヘルス対策の取り組み事例や、専門相談機関の紹介等の情報提供を行っている。

事業場への個別訪問支援の実施や、ポータルサイトを通じた情報提供により、職場のメンタルヘルス対策の促進が図られると考えられるが、各事業場において専門スタッフが確保され、自立的な取組が行われるには、一定程度の期間がかかると考えられる。

なお、「新成長戦略」において、2020年までの目標として「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%」としている。

(3) 効率性の評価

1 メンタルヘルス対策支援センター事業

労働基準監督署による指導を行った事業場など、さらに取組への支援が必要な事業場をメンタルヘルス対策支援センターの支援につなげるなど、指導と支援を組み合わせ実施し効率性を高めている。

2 メンタルヘルス・ポータルサイト事業

メンタルヘルス対策に取り組もうとする事業場に対し、ニーズにあった情報提供を行うため、利用者に対するアンケート及び利用者からの意見に基づき、ニーズを把握し、適宜ホームページの内容見直しを行い、効率性を高めている。

4. 評価の反映

メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見、適切な対応、休職者の円滑な職場復帰等、メンタルヘルス対策の充実・強化を図るため、平成23年度予算概算要求において、メンタルヘルス対策支援センターの予算増額を要求することとする。（概算要求額：661百万円）

5. 事後の検証

（指標）

本事業が期待した効果を発揮したかどうかについては、下記の指標を定め測定することとする。また、下記に示す達成時期を待たず、必要があればその都度改善を講ずるものとする。また、効果の分析には下記の参考統計も参照するものとする。

○アウトカム指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合	50%／H24年 100%／H32年	あり
（調査名・資料出所、備考等） 厚生労働省大臣官房統計情報部「労働者健康状況調査」		

○アウトプット指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
メンタルヘルス対策に関する事業場の体制づくりに関する支援件数	20,000件／H23年度	あり
事業者等からのメンタルヘルス・ポータルサイトに対するアクセス数	100,000回／H23年度	あり
（調査名・資料出所、備考等） 厚生労働省労働基準局安全衛生部調べによる。		

（評価計画）

本事業の長期的な効果を測定するために、厚生労働省が実施する「労働者健康状況調査」を活用し、アウトカム指標から事業の効果を検証することとする。

就職活動準備事業(新規)

平成22年8月

職業安定局企画課(土屋 喜久課長)

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
- 施策大目標3 労働者の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
- 施策中目標1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
- 施策小目標4 就職困難者等の円滑な就職等を図ること

2. 事業の内容

(1) 実施主体

都道府県労働局、ハローワーク、委託事業者

(2) 概要

就職に対する準備不足等から職業訓練の受講により効果が得にくい者を対象に、民間事業者に委託して、個別カウンセリングや生活指導等による意欲・能力の向上や職業紹介を実施する。

(3) 目的

個別カウンセリングや生活指導等による意欲・能力の向上を図り、職業訓練への円滑な移行や就職促進を目的とする。

3. 評価（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

①行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有/無

職業訓練の機会に恵まれなかった人々への支援は重要であるが、そのような人々を円滑に職業訓練受講に結びつけるための支援を実施する民間団体はなく、行政が関与する必要がある。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有/無

雇用保険被保険者資格の有無や、ハローワークにおける就職活動の状況、職業訓練の応募状況等を把握した上で、一定の支援を行うことにより、訓練受講による効果が期待できる者を適切に選定し、実施する事業であるから、国が行う必要がある。

③民営化・外部委託の可否：／否

個別カウンセリングや生活指導等の支援については、民間事業者の持つノウハウを生かすことが効果的であり、当該部分を民間事業者に委託することとする。

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

なし

2) 地方自治体に類似の取組はないか

なし

3) 他省庁に類似の取組はないか

なし

(2) 有効性の評価

(政策効果が発現する仕組み)

- 就職活動に対する準備不足等から職業訓練を受講できなかった者に対する支援
→対象者の就業意欲・能力の向上
→職業訓練への円滑な移行等

(検証)

上記の仕組みが機能するためには、民間事業者による支援が、対象者の個々の状況に合わせて、それぞれの意欲・能力の向上に資するものでなければならない。

そのため、民間事業者が、対象者の個々の状況に応じた支援計画を策定するとともに、各都道府県労働局においては随時民間事業者訪問を行い、支援計画に沿った支援が確実に実施されていることを確認することによって、本事業は有効に事業効果を発揮し、その後の職業訓練への円滑な移行や、本事業による就職促進が期待される。

なお、本事業による支援期間は3か月となっており、支援修了以降、随時効果が出てくるものと考えられる。

(3) 効率性の評価

本事業では、委託先民間事業者を一般競争入札により選定する予定であり、効率性は高いものと期待される。

4. 評価の反映

3 (2) 有効性の評価において、指摘した工夫を事業内容に盛り込むことを検討することとした上で、平成 23 年度予算概算要求において所要の予算を要求することとする。

(概算要求額：1, 106 百万円)

5. 事後の検証

(指標)

○アウトカム指標

指標名	目標値 (達成水準/達成時期)	事業と指標の関連
支援修了から 3 か月以内に職業訓練等へ移行した者の割合(%)	(50%/平成 23 年度)	本事業の主目的の達成度合いを把握する。
(調査名・資料出所、備考等) ・職業安定局調べによる予定。		

○アウトプット指標

指標名	目標値 (達成水準/達成時期)	事業と指標の関連
支援開始者数 (人)	(7000 人/平成 23 年度)	本事業のニーズを把握する。
(調査名・資料出所、備考等) ・職業安定局調べによる予定。		

○参考統計

指標名	事業と指標の関連
支援修了から 3 か月以内に職業訓練等へ移行した者のうち、訓練修了後 3 か月以内に就職した者の割合 (%)	本事業の主目的の更に上位の目的である職業訓練修了者の就職率を把握する。
(調査名・資料出所、備考等) ・職業安定局調べによる予定。	

(評価計画)

本事業の効果を測定するために、上記の指標を毎月集計し、事業年度ごとに効果を検証することとする。

また、平成 24 年度実績評価書 (平成 23 年度の実績の評価) にて評価を行う。

「実践的な職業能力開発支援の実施」事業

平成22年8月

職業能力開発局能力開発課(田畑課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
- 施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
- 施策中目標1-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
- 施策小目標3 職業能力開発を充実すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県

(2) 概要

企業実習を通じた実践力の習得が必要な求職者に対し、民間教育訓練機関等における座学と企業等における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練として「日本版デュアルシステム」を民間教育訓練機関等に委託して実施する委託訓練活用型デュアルシステム。

3. 評価（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

① 行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有 無

公共職業訓練は、国及び都道府県が実施主体であるため

② 国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有 無

本事業は、都道府県が実施する予定

② 民営化・外部委託の可否 可 否

本事業の訓練は、民間に委託して行うもの

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

日本版デュアルシステム

2) 地方自治体に類似の取組はないか

不明

3) 他省庁に類似の取組はないか

なし

(2) 有効性の評価

(政策効果が発現する仕組み)

求職者が職業訓練を行う

→訓練実施後に就職活動を実施

→就職

(検証)

効果の発現には、訓練を実施するという要因から、4ヶ月程度かかると考えられる。

(3) 効率性の評価

本事業では、座学のほか企業実習を行っており、訓練の効率性は高いと考えられる。

4. 評価の反映

平成23年度予算概算要求において所要の予算を要求する

(概算要求額：3,103百万円)

6. 事後の検証

(指標)

○アウトカム指標

指標名	目標値 (達成水準/達成時期)	事業と指標の関連
委託訓練活用型デュアルシステム修了者による就職率 (%)	65%	
(調査名・資料出所、備考等)		
厚生労働省職業能力開発局調べ。訓練修了後3ヶ月後の就職率。		

○アウトプット指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
委託訓練活用型デュアルシステムの受講者数		
（調査名・資料出所、備考等） 厚生労働省職業能力開発局調べ。		

（評価計画）

本事業の効果を測定するために、上記の指標を年度終了後集計し、効果を検証することとする。

両立支援に関する雇用管理改善事業 （新規）

平成22年8月

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課(塚崎裕子課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

- 基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
- 施策大目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること
- 施策中目標1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること
- 施策小目標2 育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい雇用環境を整備すること

2. 事業の概要

（1）実施主体

厚生労働省、都道府県労働局、その他（受託業者）

（2）概要

企業に対し、両立支援に関する情報提供を効果的・効率的に行うとともに、雇用管理の改善指導等を行う事業を実施することにより、企業における両立支援制度を利用しやすい環境整備の取組等を支援する。

- （1）短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等（賃金・賞与の取扱い、代替要員の配置等）についての先進企業の取組などベストプラクティスを収集し雇用管理のノウハウを抽出・普及するとともに、期間雇用者の育児休業取得にかかるノウハウをまとめたマニュアルの普及や、両立支援アドバイザー（仮称）による雇用管理改善指導の実施等により、全ての労働者が両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備を図る。
- （2）これまで一元化されていなかった両立支援に関するウェブサイトを整理・統合し、両立支援総合サイトとして一本化する。
- （3）「イクメンプロジェクト」を引き続き実施し、男性の育児休業の取得促進を図る（継続）

3. 評価（必要性、有効性、効率性）

（1）必要性の評価

以下の考察を行った結果、本事業には必要性が認められる。

①行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有／無

育児・介護休業法第30条では、国は、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続を図るため、事業主等に対して、雇用管理その他の措置についての相談及び助言その他必要な援助を行うことができるとされており、当該規定に基づき、行政機関（国）が関与する必要がある。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有／無

両立支援に関する雇用管理改善に関する問題は、育児・介護休業法に係る施行业務等と密接に関わり、国が行う労働行政と不可分であるため、労働行政の一環として、国が直接取り組む必要がある。

③民営化・外部委託の可否：可／否

短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等についてのベストプラクティスの普及、両立支援総合サイトの管理・運営、「イクメンプロジェクト」の実施については、民間企業（シンクタンク等）に委託することとしている。

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

特になし

2) 地方自治体に類似の取組はないか

特になし

3) 他省庁に類似の取組はないか

特になし

(2) 有効性の評価

(政策効果が発現する仕組み)

- 短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等についてのベストプラクティスやノウハウの収集・普及、期間雇用者の育児休業取得に係るマニュアルの普及、両立支援アドバイザーによる雇用管理改善指導の実施、両立支援総合サイトによる情報提供
 - 企業において、両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりのための具体的方法等の情報を入手、活用
 - 企業において、両立支援制度を利用しやすい職場環境が整備。
 - 労働者の仕事と家庭を両立を実現。
- 「イクメンプロジェクト」の実施
 - 男性の育児参加について社会的気運の高まり
 - 各企業において、男性も両立支援制度を利用しやすい職場環境が整備
 - 労働者の仕事と家庭の両立を実現

(検証)

本事業は、各企業単独では入手にくい両立支援に関するベストプラクティスやノウハウの収集・普及を国の事業として行い、企業に対し効果的・効率的に情報提供するとともに、雇用管理の改善指導等を行うものであり、仕事と家庭の両立の実現に資するため、有効であると評価できる。

また、イクメンプロジェクトについては、個人、企業、団体、自治体等の参加を得て実施することにより、男性の育児休業取得についての社会的気運を高めるものであり、仕事と家庭の両立の実施に資するため、有効であると評価できる。

(3) 効率性の評価

本事業では、①短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスやノウハウの収集・普及や両立支援総合サイト等両立支援に関する情報提供を、シンクタンク等民間企業に委託することによりそのノウハウを活用して効果的・効率的に行い、②雇用管理に関するアドバイスを行う両立支援アドバイザー（仮称）として、都道府県労働局雇用均等室に社会保険労務士等企業の雇用管理に精通した非常勤職員を配置することにより、収集した両立支援に関するベストプラクティスやノウハウをサイト等により広く普及・周知するとともに、雇用管理の改善指導によって、個別の企業に浸透させ、また、③雇用管理改善指導の過程で得た事例等を集約して、両立支援総合サイト等で情報提供する等、各事業間で有機的に連携して、事業展開を図ることにより効率的・効果的に実施することとしている。

このため、本事業は、効率性は高いものと期待される。

4. 評価の反映

平成 23 年度予算概算要求において、所用の予算を要求することとする。

(概算要求額：348百万円)

5. 事後の検証

(指標)

本事業が期待した効果を発揮したかどうかについては、下記の指標を定め測定することとする。また、下記に示す達成時期を待たず、必要があればその都度改善を講ずるものとする。また、効果の分析には下記の参考統計も参照するものとする。

○アウトカム指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
第1子出産前後の女性の継続就業率	45%以上／平成24年（※1）	仕事と家庭の両立の実現により、第1子出産前後の女性の継続就業率の上昇が見込まれる
	55%以上／平成29年（※1）	
	55%以上／平成32年（※2）	
男性の育児休業取得率	前年以上／毎年	仕事と家庭の両立の実現により、男性の育児休業取得率の上昇が見込まれる
	5%以上／平成24年（※1）	
	10%以上／平成29年（※1） 13%以上／平成32年（※2）	
（調査名・資料出所、備考等） ・国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第13回出生動向基本調査」（平成17年）、雇用均等・児童家庭局の「雇用均等基本調査」による ・※1 子ども・子育てビジョン（参考指標）より ・※2 新成長戦略より		

○参考統計

指標名	事業と指標の関連
育児休業を就業規則等に規定している事業所の割合	育児休業制度の規定率により、企業の両立支援制度の整備状況を確認できる
育児のための短時間勤務制度を就業規則に規定している事業所の割合	育児のための短時間勤務制度の規定率により、企業の両立支援制度の整備状況を確認できる
（調査名・資料出所、備考等） ・雇用均等・児童家庭局の「雇用均等基本調査」による	

(評価計画)

本事業の効果を測定するために、3年後の平成25年度において、事業の効果を検証することとする。

在宅緩和ケア対策推進事業

平成22年8月

医政局政策医療課在宅医療推進室（山本要室長）〔主担当〕

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

施策中目標Ⅰ-Ⅰ 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

施策小目標Ⅰ 医療計画に基づく医療連携体制を構築すること

2. 事業の概要

（1）実施主体

都道府県、市町村及び厚生労働大臣の認める者

（2）概要

緩和ケア、終末期医療を含む在宅医療を推進し、在宅療養患者及びその家族のQOL（quality of life（生活の質））の向上に資するため、在宅緩和ケア支援センター（機能）の設置、在宅緩和ケア推進連絡協議会の設置、在宅緩和ケアに関する従事者研修について財政支援を行う。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

（1）有効性の評価

- 在宅緩和ケア支援センターを設置することで、患者・家族の療養上、日常生活上の悩みや不安の解消を図ったり、医療福祉関係者への情報提供、相談支援に寄与することが出来た。また、普及啓発の講演会等を通じて、地域住民の在宅看取りの関心が高まった。
- 在宅緩和ケア連絡協議会を通じて、在宅緩和ケアネットワークが構築され、在宅緩和ケアに携わる関係者同士で顔の見える関係が構築され、連携が強まった。
- 在宅緩和ケア従事者研修を通じて、先進的に取り組む施設からの事例提示があり実践的な学びが得られた。

（2）効率性の評価

地域において在宅緩和ケア支援センターや連絡協議会を設置することで、患者・家族、医療福祉従事者間の連携が促進されるため、各地域の実情に応じた効率的な在宅緩和ケアの推進が期待できる。

(3) 政策等への反映の方向性

全国どの地域においても、患者・家族が希望する場合に在宅医療を選択することができる体制を整備し、それに各地域の実情に応じた取り組みを取り入れることは今後も重要である。しかし、平成21年度において、在宅緩和ケア推進支援センター事業8カ所、在宅緩和ケア推進連絡協議会11カ所、在宅緩和ケア医療従事者研修26カ所と当事業が全国的な普及につながっていないのが現状である。

今後は、がんのみならずすべての疾患に対象を広げ、在宅療養を支える取り組みにしていくと同時に、地域の既存の資源も活かしながら活動を展開出来るような仕組みを模索していくために、平成23年度予算要求において所要の予算を要求する。

(概算要求額(拡充に係る分): 235百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
3	在宅緩和ケアに関する従事者研修の受講人数	—	—	4,671	3,889	4,156
達成率		—%	—%	—%	83.3%	106.9%
【調査名・資料出所、備考等】 都道府県からの実績報告による。						

5. 特記事項

(1) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

- ・医療法(平成18年6月21日法律84号)
- ・「終末期医療に関する調査等検討会報告書」(平成16年7月)
※平成20年3月に行われた終末期医療に関する調査の報告書については現在、作成しているところ。

へき地巡回診療ヘリ運営事業

平成22年8月

医政局指導課(新村和哉課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
- 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
- 施策中目標1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
- 施策小目標6 へき地保健医療対策を推進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会福祉事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者。

(2) 概要

離島地域の住民に対し、ヘリコプターを活用した巡回診療を行う者に対し巡回診療ヘリコプターの運営に必要な経費について補助を行う。

ヘリコプターを活用することにより無医地区等の住民が車・船による巡回診療と同等の診療を受ける場合に比べ、医師等の拘束時間が大幅に短縮されることから、人的資源及び人件費の効率的な活用が可能になる。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

事業が実施されている鹿児島県三島村・十島村（トカラ列島）の場合、内科以外の医療機関（耳鼻咽喉科等）を受診する場合はフェリーで鹿児島市に出るまでに最大1日を要し、しかも宿泊が必要になる。

このため、往復のフェリー代と宿泊費だけで約3万円程度の出費を強いられる他、丸2日の行程を要することになる。

外海離島の住民は日常的な医療を受診する場合においてもこのように多額の費用と少なからぬ時間を必要とする場合が多く、本事業のように巡回診療の形で現地に出向いて医療を提供することは有効と考えられる。

(事後評価において特に留意が必要な事項)

本事業は国庫補助 1 / 2、都道府県補助 1 / 2 にて実施するものであり、都道府県の財政状況に左右される側面を有する。

(2) 効率性の評価

(手段の適正性)

鹿児島県のように、離れて点在する離島などに対する巡回診療においては、ヘリコプターの活用により、船などを活用した場合に比べ移動に係る時間を大幅に短縮することが可能になる。

(費用と効果の関係に関する評価)

ヘリコプターを活用することにより無医地区等の住民が車・船による巡回診療と同等の診療を受ける場合に比べ、医師等の拘束時間が大幅に短縮されることから、人的資源及び人件費の効率的な活用が可能になる。

(3) 政策等への反映の方向性

予算の効率的な活用を行うため、平成 23 年度予算要求より巡回診療車、巡回診療船の運営事業と統合し、より都道府県の判断を尊重する仕組みとする。

(概算要求額：63 百万円)

4. 評価指標等

アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	巡回診療ヘリ実施件数	—	—	3	3	0
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標 1 について：医療施設等運営費補助金事業実績報告書						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	医師のいない島の数（か所）	135	138	128	調査中	調査中
2	医師のいない島の人口（人）	18,072	16,767	13,208	調査中	調査中
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標 1 及び 2 について：離島統計年報（財団法人日本離島センター）より作成						

5. 特記事項

(2) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

第11次へき地保健医療対策検討会報告書において、「地理的要件によっては、海上交通の選択肢しかない場所もあり、距離が遠い離島地域についてはジェット機等の活用も検討されるべきとの意見があった。」とされており、引き続き外海離島の住民への医療提供に対する配慮が求められている。

(3) その他

離島振興法（昭和28年法律第72号）については、平成24年度末において失効する予定となっているが、その延長に向けた議論が今後開始される見込みである。

小児救急電話相談事業

平成22年8月

医政局指導課(新村和哉課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
- 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
- 施策中目標1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
- 施策小目標4 小児医療体制を整備すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県（委託を含む。）

(2) 概要

都道府県が主体となり、地域の小児科医等による夜間・休日の小児患者の保護者等向け電話相談体制の整備を行っている。当該整備に必要な経費について都道府県に対し補助を行う。（電話相談は全国同一短縮番号（#8000）等により地域の小児科医等へ相談する。）

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

当該事業については、平成22年7月より全都道府県において実施されるなど、都道府県に実施の必要性が認識されており、また、平成20年、平成21年の8月～11月の4ヶ月間の相談件数についても、全都道府県でそれぞれ85,223件、150,435件に達している（「小児救急電話相談の実施体制及び相談対応の充実に関する研究」（平成21年度厚生労働科学研究費補助事業））。このように小児救急電話相談の体制整備は着実に進展しているものと評価できる。

(2) 効率性の評価

当該事業の実施により、時間外の小児の軽症患者について、病院にかかることなく電話相談のみで対応できた事例も多く、また、費用についても、電話対応のための人件費、電話回線料等の事業に必要と思われる最低限の費用を投入することにより、病院勤務の小児科医の負担が軽減されていることから、効率的であると考えられる。

(3) 政策等への反映の方向性

小児救急電話相談については着実に整備が進み、平成22年7月より、全都道府県において実施されることとなったが、各都道府県ごとの電話相談対応の均一性及び質の確保を図る観点から、平成23年度予算概算要求において、小児救急電話相談対応者に対する研修経費を要求する。
(概算要求額：238百万円)

4. 評価指標等

アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	電話相談事業実施都道府県数 (電話相談事業実施都道府県数/全都道府県)	26 都道府県	33 都道府県	43 都道府県	45 都道府県	46 都道府県
達成率		55.3%	70.2%	91.5%	95.7%	97.9%
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標1については、医政局指導課調べによる。						

5. 特記事項

(4) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成18年6月13日参議院厚生労働委員会）において、小児救急電話相談事業の充実について努めるよう明記されている。

② 具体的記載

(5) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

「新医師確保総合対策」（平成18年8月31日地域医療に関する関係省庁連絡会議）
「平成16年度より実施し、現在31都道府県で展開されている小児救急電話相談事業の更なる普及を図るため、①全ての都道府県で実施すること。②携帯電話においても短縮ダイヤル#8000が利用できるようにすること。③地域の実情に応じて深夜帯の電話相談体制を実施すること。を推進する。」

医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業

平成22年8月

医政局政策医療課(山本要室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

施策中目標3-1 医療情報化の体制整備の普及を推進する

2. 事業の概要

(1) 実施主体

相互互換性の検証が出来る団体

(2) 概要

各種医療情報システムの相互運用性を確保することで、互換性の確保及び医療機関におけるマルチベンダ化による費用負担の軽減に資するものである。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

異なるベンダ間の各部門系システムをコンポーネント化することができ、医療機関内の各システムの普及を阻害する要因である導入費用の削減効果が見込まれる。また、各ベンダにおいても自社で製造したシステムが信頼できるシステムとして一般に公表されるため、医療機関側からの信頼を得ることが出来る。

(2) 効率性の評価

医療情報システムの相互運用性を検証し、ユーザーとなる医療機関等にその結果を公表することにより、医療機関において時間的・費用的に効率的な医療情報システム調達の実施が図られている。

(3) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。
(概算要求額：109百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	相互運用性が検証されたシステム数（単位：件）	—	—	84	81	86
達成率		—%	—%	—%	—%	—%
【調査名・資料出所、備考等】						
・有限責任中間法人 日本IHE協会調べによる。						

5. 特記事項

(6) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

「重点計画2006」（平成18年7月IT戦略本部決定）

医療情報システムのための医療知識基盤 データベース研究開発事業

平成22年8月

医政局政策医療課(山本要室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

施策中目標3-1 医療情報化の体制整備の普及を推進する

2. 事業の概要

(1) 実施主体

医療分野のデータベースの充実を図ることができる民間企業等

(2) 概要

医療分野の情報化に伴い蓄積される医療情報には様々な表現で入力が行われているところであり、同じ意味でも多様な表現があることから統計処理が困難となっている。そのため、臨床研究や医療安全を推進する観点から、異なる表現であっても同一の意味する用語を一つの用語として整理できる電子辞書的なソフト開発を行うものである。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

相互に意味論理的に関係づけたオントロジによる医療知識基盤データベースを研究開発することにより、蓄積された医療データの解析可用性を飛躍的に向上させることが可能となる。

(2) 効率性の評価

諸外国のオントロジーデータベースを導入するには、①外国語から日本語への翻訳作業が生じること、②単なる日本語訳版では、意味概念や我が国の医療現場の慣例などに必ずしも合致しないことの問題がある。我が国独自のオントロジーデータベースの開発により、より我が国に沿った、効率的で利用性の高い医療知識基盤データベースとなっている。

(3) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。
(概算要求額：161百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）		平成21年度までに完成				
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1		—	—	—	—	—
達成率		—%	—%	—%	—%	—%
【調査名・資料出所、備考等】 開発中機関であったために定量的評価は困難。						

5. 特記事項

(7) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

「重点計画2006」（平成18年7月IT戦略本部決定）

病原体等管理体制整備事業

平成22年8月

健康局結核感染症課(亀井美登里課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保する

施策中目標5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること

施策小目標1 感染症対策の充実を図ること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

厚生労働省（本省、地方厚生局）

(2) 概要

平成16年12月に国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部（本部長：内閣官房長官）にて策定された「テロの未然防止に関する行動計画」に基づき、生物テロによる感染症の発生・まん延を未然に防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案を第164回通常国会に提出し、継続審議となったが、第165回臨時国会で可決成立した（施行は平成19年6月1日から）。

この行動計画等に伴い、特定病原体等の所持者・輸入者からの許可申請書から認可までの審査過程において、認可発行状況の管理、立入検査等の監督業務の支援、蓄積された情報の統計分析などを可能とする「病原体等管理システム」の整備を図るものである。

病原体等管理システム：特定病原体等を所持・輸入しようとする者が、インターネット上で申請書・届出書をダウンロードし、申請・届け出内容を入力したファイルを厚生労働省へ提出することができ、かつ、これを受け取った厚生労働省（担当者）において、届出書データ、許可申請書データの格納・閲覧を可能とするシステム

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

（1）有効性の評価

構築した病原体管理システムにおいて、全ての病原体所持施設のデータベース化が完了し、変更事項等は随時更新され、病原体等の保管場所等が把握されている。

なお、現在までのところ、本システムを活用する原因不明の感染症発生事例は確認されていない。

（2）効率性の評価

病原体等の所持等を規制し、その適正な管理体制の確立を図るために、病原体等所持施設の情報把握・管理することは必要不可欠である。

病原体管理システムにおいては、オンライン化により、随時更新される病原体等所持施設の情報について厚生労働省と各地方厚生局とが共有でき、効率的な監督業務ができています。一方で、本システムは、厚生労働本省と地方厚生局とを専用回線で接続し、高度なセキュリティ対策を構築している。そのための費用は、生物テロに使用されるおそれのある病原体等を所持する施設の情報漏洩、病原体等の盗取を防止し、安全を確保するためには、必要なものと考えます。

（3）政策等への反映の方向性

病原体等の所持等を規制し、その適正な管理体制の確立を図るために、病原体等所持施設の情報把握・管理することは必要不可欠であることから、平成23年度予算概算要求においても所要の予算を要求する。

（概算要求額：75百万円）

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）					
アウトプット指標					
	H17	H18	H19	H20	H21
病原体データベースのデータ登録件数	—	—	402	586	721
達成率	—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】					
データは、「病原体等管理システム」によるものである（毎年度）。					
データ登録件数は、当該年度末時点で登録等されたデータの件数である（データベースの履歴機能に基づく）。					

5. 特記事項

(8) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

- ① ・無 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 18 年 11 月 10 日衆議院厚生労働委員会、平成 18 年 11 月 30 日参議院厚生労働委員会）

 - ② 具体的記載 病原体等の所持等に関する情報の管理については、厳重な管理システムの構築、取扱基準の策定及び遵守を徹底することにより、万が一にも漏出することがないよう万全を期すこと。
-

過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策事業

平成22年8月

労働基準局監督課(吉松課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

施策中目標2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

中央労働災害防止協会

(2) 概要

総労働時間の長い業種・企業系列等の中から選定した企業集団に対し、過重労働による健康障害防止等について安全衛生管理の専門家による助言指導を実施する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

過去の事業実施年度のいずれにおいても、本事業の参加事業場の90%以上に対して過重労働による健康障害防止のための助言・指導を実施しており、さらに、80%以上の事業主集団で過重労働による健康障害防止対策の改善が図られていたことから、一定の効果があつたものと評価できる。他方、本事業に参加しない事業場や改善に至らなかった事業場における健康障害防止対策をどうするかが課題。

※ 実績（助言・指導実施事業場数／参加事業場数）

・平成19年度：約90%（1,399／1,555）

・平成20年度：約91%（1,291／1,418）

・平成21年度：約92%（1,177／1,280）

※ 実績（改善した事業主集団数／参加事業主集団数）

・平成19年度：約87%（55／63）

・平成20年度：約94%（58／62）

・平成21年度：約82%（50／61）

(2) 効率性の評価

事業主集団を捉えて助言指導等を行っており、より多くの事業場に対して改善を促すという点では、個別に行うよりも効率性が高いものと評価できる。他方、改善意欲の低い事業場等については、集団的に行う手法では効果的な改善を促すことは困難という課題がある。

(3) 政策等への反映の方向性

行政刷新会議の事業仕分けにおいて、中央労働災害防止協会における本事業を含めた労働者の健康づくり対策支援業務について事業の廃止という評価があったことも踏まえ、今後は、労働基準監督官による監督指導等を通じた過重労働対策を実施する中で、本事業で課題となった改善意欲の低い事業場等に対して、個別に改善を求めることとし、来年度の予算要求は行わない。

(概算要求額：0百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	事業の活用により改善を実施した事業主集団数			55	58	50
	達成率	—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
資料出所：中央労働災害防止協会調べ						
本事業は、事業主集団を捉えて行う事業であるため、事業内容の評価については、当該集団を対象とした指標を用いて評価した。						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
2	事業を活用した事業場数			1,399	1,291	1,177
	達成率	—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
資料出所：中央労働災害防止協会における集計を基にした労働基準局監督課調べ						

ハローワークにおける 正社員就職増大対策の推進

平成22年6月

職業安定局首席職業指導官室(北條憲一首席) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

施策中目標1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること。

2. 事業の概要

(1) 実施主体

公共職業安定所（ハローワーク）

(2) 概要

正社員として就職する機会を増大させるため、キャリアサポーターを配置し、事業主に対する正社員雇用のメリット等の周知により正社員求人の提出を促すとともに、求職者に対する企業説明会、面接会の実施等によるマッチング機能の強化、就職後の職場定着を支援する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

正社員求人数については、公共職業安定所において、事業主に対して、正社員雇用のメリットを求人開拓の実施等の機会において周知を行ってきたが、予想を上回る厳しい雇用失業情勢の中、減少している。しかしながら、非常に厳しい雇用失業情勢により求人の総量が減少する中において、平成21年度の正社員求人割合（44.3%）は雇用失業情勢が悪化する以前よりも高い実績（平成18年度比+0.5%、平成19年度比+0.2%）となっている。

また、正社員求人の充足率、常用求人の充足率も年々増加しているところであり、非常に厳しい雇用失業情勢の中、本事業は有効だったと評価できる。

（事後評価において特に留意が必要な事項）

経済状況の動向による求職者数等の変動が、正社員求人の充足率及び有効求人倍率に影響することに留意する必要がある。

（2）効率性の評価

本事業は、求人者、求職者の双方に対して、それぞれ助言・勧奨等を行うものであり、手段として適正であった。

また、本事業は、求職者が正社員として就職する機会を増大させるものであり、多数の労働者の安定雇用を実現することから、当該事業を実施しなかった場合と比較して、将来の社会的コストを削減することが期待できる。

（事後評価において特に留意が必要な事項）

経済状況の動向による求職者数等の変動が、正社員求人の充足率及び有効求人倍率に影響することに留意する必要がある。

（3）政策等への反映の方向性

貧困対策等の観点から、非正規労働者の正社員化が社会的に求められているところであり、非正規労働者数の推移の状況等を勘案し、引き続き正社員就職増大を図る必要がある。本事業の実施方法については、求人開拓業務の効率化を図るため、本事業の主な業務である正社員求人の確保について、平成23年度から求人全般の開拓を行う求人開拓事業に統合する予定。

（概算要求額：一百万円）

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	正社員求人の充足率 (前年度実績以上／平成19年度)	23.2%	23.5%	24.2%	26.6%	32.4%
達成率		－%	－%	103%	－%	－%
2	正社員求人割合 (44%以上／平成20年度) (47%以上／平成21年度)	45.2%	43.8%	44.1%	46.2%	44.3%
達成率		－%	－%	－%	105%	94%
3	常用求人の充足率 (22%以上／平成20年度) (27%以上／平成21年度)	20.5%	20.3%	21.1%	24.6%	32.5%
達成率		－%	－%	－%	112%	120%

【調査名・資料出所、備考等】						
指標 1						
資料出所：職業安定局調べによる。						
備考：平成 19 年度においては本事業の目標設定を「正社員求人充足率」としていた。						
指標 2、3						
資料出所：職業安定局調べによる。						
備考：平成 20 年度以降は本事業の目標設定を「正社員求人割合」、「常用求人充足率」としている。						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
4	正社員求人数	4,417,851 人	4,370,447 人	4,038,005 人	3,408,698 人	2,579,090 人
	達成率	－%	－%	－%	－%	－%
【調査名・資料出所、備考等】						
指標 4						
資料出所：職業安定局調べによる。						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	有効求人倍率	0.94 倍	1.02 倍	0.97 倍	0.73 倍	0.42 倍
【調査名・資料出所、備考等】						
指標 1						
資料出所：職業安定局調べによる。						

5. 特記事項

(9) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

「雇用保険二事業に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成 22 年 1 月 22 日）において、本事業の平成 20 年度目標として、「雇用形態が正規労働者（正社員）である求人割合：44%以上」及び「公共職業安定所の常用求人の充足割合：22%以上」を掲げている。しかし、この指標は本事業のみならず、平成 20 年度地方行政運営方針（平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省）によれば、職業安定行政の重点施策の全体の目標数値として設定されているものであり、また本事業に設置されている職業相談員（キャリアサポーター）に関する指標が設定されていないなど、目標設定が不十分なものとなっている

との指摘を受けた。

これを受け、平成 22 年度の雇用保険二事業の目標設定において、職業相談員（キャリアサポーター）に関する目標を設定したところ。

マザーズハローワーク事業

平成22年8月

職業安定局首席職業指導官室[主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標 IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること。
- 施策大目標 1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
- 施策中目標 1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること。
- 施策小目標 1 公共職業安定所における需給調整機能を強化すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

ハローワーク(マザーズハローワーク、マザーズサロン及びマザーズコーナー)

(2) 概要

平成18年度より全国12か所にマザーズハローワークを、平成19年度よりマザーズハローワークが設置されていない36県の中核となる都市にマザーズサロンを、さらに事業未実施の地域のうち多数の利用者が見込まれる地域の支援拠点として、平成20年度60か所、平成21年度40か所、平成22年度15か所のハローワークにマザーズコーナーを設置し、全国163か所の支援拠点において、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人の確保、地方公共団体等との連携による保育所情報の提供など、子育て女性等に対する総合的かつ一貫した再就職支援を実施している。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

アウトカム指標(担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率)において、平成18年度～21年度の実績は順調に推移していることから、本事業における子育て女性等の再就職支援は着実に効果を発揮していると評価できる。

(2) 効率性の評価

マザーズハローワーク事業において、子ども連れでも来所しやすい環境を整備し、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人の確保、地方公共団体等との連携による保育所情報の提供などのサービスをワンストップで実施することにより、求職活動に必要な情報、ノウハウを短期間で提供することができるため、効率的かつ効果的な事業であると評価できる。

(3) 政策等への反映の方向性

本事業における子育て女性等に対する再就職支援は着実に進展しているものの、雇用失業情勢は依然として厳しい状況にあること、本格的な人口減少社会が到来しつつある現在、女性の就業率の向上が喫緊の課題であることから、平成23年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

(概算要求額(拡充に係る分)：45百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率		66.1	76.3	78.7	80.8
達成率		—	132%	109%	112%	112%
【調査名・資料出所、備考等】						
資料出所：職業安定局調べによる。						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
2	担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者		4,580	14,744	25,261	39,483
達成率		—	153%	147%	149%	141%

5. 特記事項

(10) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

マザーズハローワーク事業の各拠点における担当者1人当たりの相談件数に関して、較差が見られることについての指摘がなされ、業務指導等必要な対応を図っているところである。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/23629_2.html

「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト

平成22年8月

職業安定局 高齢者雇用対策課(土田 浩史課長)

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
- 施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
- 施策中目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
- 施策小目標1 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

事業主団体

(2) 概要

「70歳まで働ける企業」の普及・促進に向けて、各地域で開催するシンポジウムや広報活動等を通じて先進事例の提供や気運の醸成を図るとともに、70歳までの高齢者の一層の雇用に向けた取組み、高年齢者雇用確保措置の円滑な実施及びその充実を図るための取組みを一体的に行う事業を事業主団体等に委託して実施する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

平成21年度の本事業の実施により、委託先事業主団体の傘下において、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は事業開始時と比べ事業終了時には14.5ポイント増加、「70歳まで働ける企業」の割合は事業開始時と比べ事業終了時には11.8ポイント増加した。

平成21年度の高年齢者雇用状況報告によると、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は前年比1.4ポイントの増加、「70歳まで働ける企業」の割合は前年比2.8ポイントの増加であり、本事業の取り組みには十分な効果が見られる。

このように、本事業により、70歳まで働ける雇用機会の確保に向けた環境整備を推進することが可能となるとともに、その基盤となる60歳代前半層の安定した雇用の確保が促進された。

また、これらにより、高齢者が意欲と能力のある限り、年齢に関わりなく社会の支え手として活躍し続けることができる環境の整備を進めることができた。

(2) 効率性の評価

本事業の実施により、新たに「70歳まで働ける企業」となる企業を創出するために、平成19年度においては1件あたり1,131千円、平成20年度においては1,116千円かかったのに対し、平成21年度においては1件あたり549千円となって、徐々に事業の効率化が図られている。

(3) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所定の予算を要求する。

(概算要求額：一百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	セミナー等の参加企業から「70歳までの雇用や高齢者雇用確保措置の充実等の具体的な検討に役立つ」と回答を得た割合（目標は80%以上）	—	—	88.6%	94.7%	—
達成率		—	—	110.8%	118.4%	—
2	事業終了時において、事業実施企業のうち70歳まで働ける場を確保する企業の割合（目標はH19年度15%、H20年度18%、H21年度20%）	—	—	23.6%	27.2%	22.4%
達成率		—	—	157.3%	151.1%	112.0%
3	事業終了時において、事業実施企業のうち65歳以上定年企業等の割合（目標は50%）	—	—	—	—	49.0%
達成率		—	—	—	—	98%
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
4	セミナー開催回数（計画数141回）	—	—	168回	136回	—
達成率		—	—	119.1%	96.5%	—

5	H21はセミナー実施回数(目標は全国平均年4回)	—	—	—	—	年間4.6回(全国平均)
達成率		—	—	—	—	115.0%
参考統計(再掲)						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	60～64歳就業率	52.0%	52.6%	55.5%	57.2%	57.0%
2	65～69歳就業率	33.8%	34.6%	35.8%	36.2%	36.2%
【調査名・資料出所、備考等】 ・労働力調査基本集計(総務省)						

5. 特記事項

(11) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

「高齢社会対策基本法」(平成7年11月15日法律第129号)第9条第1項において、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保することができるよう必要な施策を講ずることが国の責務とされている。

「再チャレンジ可能な仕組みの構築(中間取りまとめ)」(平成18年5月30日再チャレンジ推進会議)において「誰もが意欲と能力を活かして働ける全員参加型社会の実現を図るため、本年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法に基づき、65歳まで働ける労働市場の整備を早期に実現することに加え、企業の事例収集、相談援助、情報提供を行うことにより、「70歳まで働ける企業」の普及促進を進め、最終的には定年制のない「いくつになっても働ける社会」を目指す。」とされている。

「高年齢者等職業安定基本方針」(平成21年4月1日厚生労働省告示第252号)において、平成22年度末を目途に65歳以上定年企業等の割合を50%、「70歳まで働ける企業」の割合を20%にするとされている。

「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ」(平成22年6月18日閣議決定)中の「雇用・人材戦略」において、2020年までの目標を「60～64歳までの就業率：63%」とする成果目標が示され、当該目標を達成するための具体的な取組として、別表成長戦略実行計画(工程表)において、65歳まで希望者全員の雇用が確保されるようにするための施策の在り方の検討等を行うことが示された。

(12) その他

2010年6月28日に実施された厚生労働省省内事業仕分け(雇用管理等指導業務)において、当該事業について更に大幅に削減してもより効果を上げる方法がある等の指摘を受け、都道府県労働局が直接実施する施策との連携を緊密化すること等により効率的・効果的に実施することとした。

ジョブカフェ等によるきめ細やかな就職 支援事業

平成22年8月

職業安定局派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室(田中 佐智子室長)

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

施策中目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

施策小目標3 若年者の雇用の安定・促進を図ること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県、労働局（公共職業安定所）、その他（民間機関等）

(2) 概要

都道府県が、主体的な取組として、若年者に対するカウンセリング、情報提供等の一連の就職関連サービスをワンストップで提供するセンター（通称：ジョブカフェ）を設置する場合において、都道府県からの要望に応じ、公共職業安定所を併設し職業紹介を実施するとともに、地域の実情に応じた様々な就職支援を展開するため、企業説明会や各種セミナーの実施等の若年者地域連携事業を民間機関等に委託して実施する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

事業開始から6年が経過し、若者の認知も一定程度広がっており、サービス利用者数及び就職者数ともに順調に推移している。

特に、平成20年度秋以降の急激な雇用失業情勢の悪化に伴い、正社員になることができず、フリーターとなる者が増加している中、ジョブカフェでは、ジョブカフェ相互の連携や併設ハ

ローワークとの連携により、一人ひとりのニーズを見極めながら支援を展開している。例えば、ただちに職業紹介が難しい若者に対しては、カウンセリングや各種セミナー等、就職支援を希望する若者に対しては職業紹介・合同面接会、就職後の支援を希望する若者に対しては職場定着講習会等を実施している。

これらの取組により、平成 21 年度のサービス利用者数は 1,926,550 人と対前年度比 16%増、就職者数は 90,380 人と対前年度比 6%増となっており（職業安定局調べ）、フリーターの正規雇用化に向けて一定の成果を上げており、効果的な就職支援サービスを提供できており、手段として有効である。

（2）効率性の評価

ジョブカフェにおいて、若年者の職業意識形成支援や就職支援と一体となった若者の相互交流・講習など職場定着支援の実施、同一経済圏において、産業構造等の異なる各地域のジョブカフェによるそれぞれの特性を活かしたサービスの提供等により、平成 21 年度のジョブカフェにおける就職者数は 9.0 万人と対前年度比 6%増となっており、若年者の就職の実現を図るとともに、フリーターとなることを防止するために、適正な手法であると評価できる。

（3）政策等への反映の方向性

フリーターの数については、平成 15 年の 217 万人をピークに 5 年連続で減少したものの、平成 21 年には 6 年ぶりに増加している中、未来を担う若年者の雇用の安定を促進するための取組を進める必要性は依然として高いものであると考えられる。

このため、若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）において、地域の実情に応じ、若者一人ひとりの課題に応じたきめ細かな対応を実施する本事業について、有効性及び効率性が認められるという評価結果を踏まえ、平成 23 年度概算要求において所要の予算を要求する。

（概算要求額：一百万円）

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	就職者数（万人） （8.2 万人以上／平成 21 年度）	8.9	9.3	8.8	8.5	9.0
達成率		114%	99%	101%	101%	110%
【調査名・資料出所、備考等】						
資料出所：職業安定局調べによる。						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
2	利用者数（万人）	163.3	167.3	159.1	166.7	192.6

	(148.8 万人以上／平成 21 年度)					
	達成率	132%	107%	108%	116%	129%
【調査名・資料出所、備考等】 資料出所：職業安定局調べによる。						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1						
2						
【調査名・資料出所、備考等】						

5. 特記事項

(13) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

「「経済・産業・雇用」に関する調査報告（中間報告）」（平成 17 年 6 月、参議院経済・産業・雇用に関する調査会）での提言において、「若年者の就職支援活動を行う通称「ジョブカフェ」・・・の設置を一層拡大するとともに、その周知徹底、施策の充実を図る」ことが盛り込まれている。

(14) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日 閣議決定）において、2020 年までの目標として、「若者フリーター 124 万人」が盛り込まれている。

(15) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

雇用保険二事業に関する行政評価・監視結果報告書（平成 22 年 1 月 行政評価局）において、各機関に分散して行うよりもワンストップで行うことが効率的・効果的と考えられる事例として、学生職業センター等とジョブカフェについて挙げられている。
なお、学生職業センター等とジョブカフェについて、実施場所の一本化は措置済み。

若年コミュニケーション能力要支援者 就職プログラムの実施事業

平成22年8月

職業安定局障害者雇用対策課地域就労支援室

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

施策中目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

施策小目標2 障害者に対するきめ細やかな相談、職業紹介等を実施することを通じて雇用の安定及び促進を図ること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

国、労働局及びハローワーク

(2) 概要

ハローワークの一般相談窓口に就職チューターを配置し、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、担当者制により、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門機関を希望しない者については、就職チューターによりカウンセリングや対人技能トレーニングなど専門的な相談・支援を実施する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

当該事業は、平成19年度5局20名の就職チューターから開始し、平成21年度は10局25名に拡大して実施した。これにより、平成21年度の実績は就職チューターによる個別支援対象者は平成19年度の実績値445人から約2.6倍の1,153人と順調に実績を上げている。背景には、ハローワークで求職登録を行った発達障害者を含む「その他の障害者」の新規求職登録者数の増加や、就職チューターによる各地域の専門支援機関（地域障害者職業センターや発達障害者支援センター及び地域若者サポートステーション等）とのネットワークの構築・連携~~一~~等が挙げられる。

また、就職チューターが個別支援を実施した対象者の就職率は平成21年度32.7%となっており、ハローワークに求職登録を行った発達障害者の就職率（25.7%）と比較しても高く、効果を上げて

いる。さらに、平成19年度から平成21年度のそれぞれの就職率をみると、経済不況などの影響からハローワークに求職登録を行った発達障害者全体の就職率は減少しているものの、就職チューターにより個別支援を実施した対象者の就職率は増加していることから、就職チューターによる支援が有効的に活用されていることがわかる。

【参考】

- ・地域障害者職業センター <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougai sha/05.html>
- ・発達障害者支援センター http://www.rehab.go.jp/ddis/index.php?action=pages_view_main
- ・地域若者サポートステーション <http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2009/01/03.html>

		H17	H18	H19	H20	H21
1	就職チューター対象者の就職率	—	—	28.5	35.5	32.7
2	ハローワークに求職登録した発達障害者の就職率	—	—	27.2	27.2	25.8
(調査名・資料出所、備考等) 各都道府県労働局からの報告						

(2) 効率性の評価

精神保健福祉士や臨床心理士、産業カウンセラー等の経験を有する就職チューターによる地域における専門支援機関とのネットワークの構築・連携により、専門支援が必要である者については専門的なノウハウを有する支援機関への適切な誘導と、専門的な支援機関による支援を希望しない者については専門知識を有する就職チューターによる個別支援がなされており、それぞれの支援機関のノウハウや特性を活かした効率的な運営が実施されている。また、相談・支援数1件当たりの費用は、年々低下しているところであり、効率的な事業の実施となっている。

(3) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
(概算要求額：280百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	就職チューターによる相談・支援件数	—	—	445	780	1,153
目標件数				400	375	500
達成率		—	—	111%	208%	231%
【調査名・資料出所、備考等】 ○労働局からの報告						

「関係機関のチーム支援による福祉的就労から一般雇用への移行の促進」事業

平成22年8月

職業安定局障害者雇用対策課(山田 雅彦課長)

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

施策中目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

施策小目標1 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

国(労働局、ハローワーク)

(2) 概要

ハローワークに求職登録している障害者に対して、地域の関係機関と連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を推進することにより、マッチング機能等の充実強化を図り、障害者の雇用促進を図る。また、障害者雇用施策と障害者福祉施策、特別支援教育との連携を一層強化し、福祉施設、特別支援学校に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかけるため、就労支援セミナーの実施、事業所見学会の実施、職場実習のための事業所面接会の実施、障害者就労アドバイザーによる助言を実施している。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

経済不況などの影響から平成19年から平成21年のハローワーク全体の障害者の就職件数が減少しているにもかかわらず、同時期内のチーム支援による就職者数は増加し、ハローワークにおける障害者の就職者数に占めるチーム支援による就職者数は年々増加していることから、チーム支援等の取組が福祉施設等を利用する障害者の就職に対し有効であると評価できる。

(2) 効率性の評価

障害者の求職者に対して、地域の関係機関が連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行うことにより、障害者個々の障害特性に応じたきめ細かな支援を段階的・計画的に実施することができ、マッチング機能がより効果的に発揮されることから、障害者の雇用促進を図る効率性は高いものと期待される。

また、福祉施設等の利用者以外の障害者も対象とした平成20年度以降は、支援対象者1人当たりの費用及び就職者1人件当たりの費用が低下しているところであり、効率的な事業となっている。

(3) 政策等への反映の方向性

チーム支援の推進により、障害者の雇用促進は着実に進展しているもの、障害者の社会参加が進展する中、障害者の就業に対するニーズが高まってきており、新規求職者数、有効求職者数は依然として高い水準にあり、障害者の求職者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施するため、引き続き本事業を継続する必要があることから平成23年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

(概算要求額：547百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	「チーム支援」による障害者の就職者数			1,778	5,202	6,354
チーム支援による就職率		—	—	49.8%	49.8%	46.0%
【調査名・資料出所、備考等】						
各都道府県労働局からの報告						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
2	「チーム支援」支援対象者数	—	—	3,568	10,442	13,801
ハローワークにおける有効求職者数に占めるチーム支援対象者数		—	—	2.5%	7.3%	8.7%

5. 特記事項

(16) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

- 重点施策実施5カ年計画「ハローワークを通じた障害者の就職件数24万件(20～24度の累計)」
http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/5sinchoku/h19/5year_plan.pdf
- 障害者雇用対策基本方針「本人の意欲・能力に応じた一般雇用への以降を図るほか、特別支援学との卒業生の雇用を促進するため、公共職業安定所を中心とした『チーム支援』を推進する」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/gaiyo/02.html>
- 福祉から雇用へ推進5カ年計画「ハローワークと福祉施設等関係機関により編成された障害者就労支援チームによる、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。」
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/seichou2/dai4/siryoushu.pdf>

(17) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

- 第10回福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進に関する研究会
「ハローワークにおいてチーム支援を行うためには、コーディネート力を高めることが必要である。地域の各支援機関の機能に応じた役割の調整を行い、一貫した効果的な支援となるためのコーディネート力を高めることが必要である。」
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html>
- 第9回福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進に関する研究会
「ハローワークの業務として、チーム支援を行っているが、そうしたチーム支援を着実に展開することが重要であり、そのためのコーディネート力を高めることが必要である」
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html>

年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の開発・実施について

平成22年8月

職業能力開発局能力開発課(田畑課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
- 施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
- 施策中目標1-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
- 施策小目標3 職業能力開発を充実させること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

訓練コースの開発については、独立行政法人雇用・能力開発機構が行っており、職業訓練の実施については、独立行政法人雇用・能力開発機構が民間教育訓練機関等へ訓練を委託して実施している。

(2) 概要

年長フリーター等を対象に各種業界団体や民間教育訓練機関等と共同で開発した訓練カリキュラム等を活用し、常用雇用の実現に有効とされる資格等必要な職業能力を習得するための職業訓練コースを実施する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

厳しい雇用失業情勢の影響を受け、平成21年度における就職率（指標1）については、前年度を若干下回ったものの、依然として60%以上の就職を実現している。また、訓練受講者数（指標2）についても、年々着実に増加してきたところである。

これは、業界団体等の協力を得ながら年長フリーター等の非正規労働者向けの訓練カリキュラムを開発することにより、業界のニーズに合致した適切な職業能力開発を実施している成果が現れているものと考えられ、このことから、年長フリーター等の非正規労働者に対する職業能力開発支援として、本事業は有効であると評価できる。

(2) 効率性の評価

職業能力開発に関する豊富なノウハウを有する独立行政法人雇用・能力開発機構が、業界団体等の協力を得ながら業界で有用とされる資格等必要な職業能力等を踏まえた訓練カリキュラムを開発することにより、より求人ニーズに合致した職業訓練を実施できる。加えて、職業訓練の実施に当たっては、民間教育訓練機関等を活用している。このことから、費用対効果が高く、手段として効率的であると評価できる。

(3) 政策等への反映の方向性

再チャレンジコースについては、平成 19 年度より各種業界団体や民間教育訓練機関等と共同して訓練カリキュラムの開発を行うとともに、これらを委託訓練において実施することにより検証を重ねてきたが、一定の訓練効果が確認されたことから、平成 22 年度においては、新たな訓練カリキュラムの開発は行わず、これまでに開発した訓練カリキュラム等を活用して委託訓練を実施することとした。他方、訓練期間については、常用雇用の実現に有効とされる資格等必要な職業能力を習得するためには必ずしも十分ではないことが判明したため、平成 22 年度においては、期間を拡充して職業訓練を実施することとしたところである。

なお、再チャレンジコースについては、年長フリーター等に特化した支援策として実施してきたところであるが、非正規労働者等を中心に、離職者の再就職の実現に活用できるものであることから、平成 23 年度においては、年長フリーター等のみならず、離職者訓練の 1 つのメニューとして広く離職者全般を対象として実施していくこととしている（平成 23 年度要求については、平成 22 年度国庫債務負担行為の平成 23 年度歳出化額のみ（平成 22 年度訓練開始で訓練期間が平成 23 年度にまたぐもの）で、新規実施分に係る予算要求はなし。）。

（概算要求額：187百万円）

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の修了者における就職率	—	—	68.1	67.4	62.5 (速報値)
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
・ 指標は職業能力開発局調べ。訓練修了3ヶ月後の就職率。						

アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
2	年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の受講者数	—	—	3,520	6,599	7,771
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標は職業能力開発局調べ。						

短時間労働者均衡待遇推進等助成金事業

平成22年8月

雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課(吉永 和生課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
- 施策大目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること
- 施策中目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること
- 施策小目標3 パートタイム労働者と正社員の均衡待遇を確保する等多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

厚生労働大臣が指定する者（短時間労働援助センター：(財)21世紀職業財団）

(2) 概要

事業主及び中小企業事業主団体を対象に、パートタイム労働者と正社員との均衡を考慮した評価・資格制度や正社員への転換制度等を導入し、制度の利用者が出た場合に助成金を支給すること等により、パートタイム労働者の公正な待遇の確保を推進する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

中企業事業主団体向け助成金については、「2回目の事業の終了時点において、均衡待遇制度が導入された事業所における導入した制度に該当する労働者の離職率について、導入前と比較して改善された事業所が80%以上となること」及び事業主向け助成金については、「当該事業所における導入した制度に該当する労働者の離職率について、導入により改善された事業所が80%以上となること」の両指標において、ともに目標数値を上回っていることから、企業においてパートタイム労働者の均衡待遇が推進され、公正な待遇の確保が着実に図られているものと評価できる。

（事後評価において特に留意が必要な事項）

中小企業事業主団体向け助成金については、アウトプット指標の達成状況等を踏まえ、平成22年度限りで廃止することとした。

（2）効率性の評価

助成金の支給を通じてパートタイム労働者の均衡待遇に向けた取組に対して経済的支援が行われることにより、企業に対しては、パートタイム労働者の均衡待遇への取組を誘発する効果を有するとともに、特に中小企業については、経済的負担も軽減されるため、同措置により円滑かつ効率的にパートタイム労働者の公正な待遇の確保を図ることができるものと評価できる。

（3）政策等への反映の方向性

平成20年4月より施行された改正パートタイム労働法の着実な施行や助成金の支給等により、パートタイム労働者の公正な待遇の確保は着実に進んでいるものの、経済情勢が厳しい中で、パートタイム労働者や有期契約労働者等の非正規労働者の公正な待遇の確保が重要な課題となっており、引き続き事業主への支援が必要である。

平成23年度予算概算要求においては、省内事業仕分けの結果等を踏まえ、短時間労働者均衡待遇推進等助成金を中小企業雇用安定化奨励金と整理・統合してパートタイム労働者と有期契約労働者の雇用管理改善に関する支援を一体的に推進することとし、メニューの見直しや支給要件の緩和等を行った上で「均衡待遇・正社員化推進奨励金（仮称）」として所要の予算を要求した。

（概算要求額：726百万円）

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	中企業事業主団体向け助成金：2回目の事業の終了時点において、均衡待遇制度が導入された事業所における導入した制度に該当する労働者の離職率について、導入前と比較して改善された事業所が80%以上となること。	—	—	—	76.5%	95.5%
達成率		—	—	—	95.6%	119.4%
2	事業主向け助成金：当該事業所における導入した制度に該当			92.9%	100%	94.7%

	する労働者の離職率について、導入により改善された事業所が80%以上となること。					
	達成率	—	—	116.1%	125.0%	118.4%
【調査名・資料出所、備考等】						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
3	助成金支給団体数	—	—	8	18	19
	達成率	—	—	53.3%	60.0%	67.9%
4	助成金支給事業所数	—	—	213	1,368	1,340
	達成率	—	—	18.7%	120.0%	99.5%
【調査名・資料出所、備考等】						

5. 特記事項

(18) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成19年5月24日参議院厚生労働委員会）
 - 一 本法の内容について、事業主、労働者等に対する周知徹底に努めるとともに、均等・均衡待遇の確保のためにとるべき措置等について具体的かつわかりやすい事例を示す等、事業主に対する指導を行うこと。特に、差別的取扱い禁止の対象となる短時間労働者の要件については、雇用の実態を踏まえ、労使双方にとって公正な運用が行われるよう十分配慮しつつ、その範囲が明確となるよう、判断に当たって必要となる事項等を示すこと。また、短時間労働援助センターによる助成金の支給等により、事業主に対し、十分な支援に努めること。
- 第174回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説(平成22年6月11日)

(略) 少子高齢化に伴う少子高齢化に伴う労働人口の減少という制約を跳ね返すため、若者や女性、高齢者の就業率向上を目指します。さらに、非正規労働者の正規雇用化を含めた雇用の安定確保、……デーセント・ワーク、すなわち、人間らしい働きがいのある仕事の実現を目指します。女性の能力を発揮する機会を増やす環境を抜本的に整備し、(以下略)

① 有・無

② 具体的記載

・「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）

第4 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

・ 非正規雇用対策（正規雇用への転換促進、非正規雇用の待遇格差の是正等）や若者の就労支援の実施（キャリア教育・職業教育、ジョブカフェ等によるフリーターの就労支援）を推進します。

（施策の具体的内容）

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

《若者の自立した生活と就労に向けた支援に取り組む》

□非正規雇用対策の推進

・ 意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ移行できるようにするとともに、就業形態にかかわらず、公正な処遇や能力開発の機会が確保されるようにするなど、非正規雇用対策を推進します。

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ

（ワーク・ライフ・バランスの実現）

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

・ 男女が職場で十分に能力を発揮しつつ、子どもを生き育てながら安心して働き続けられる職場環境となるよう、男女雇用機会均等の確保を図るとともに、「同一価値労働同一賃金」に向けた均等・均衡待遇を推進します。

（施策の具体的内容）

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）

(11) 働き方の見直しを

《長時間労働の抑制、テレワークの活用等、働き方の見直しに向けた環境整備を図る》

□ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保

・ 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度等の企業への制度導入・定着により多様な働き方を推進するとともに、パート労働者の均等・均衡待遇の推進、働く意欲と能力のある女性の再就職や就業継続の支援の促進など、多様な働き方を選択できる条件を整備します。

- ・「雇用戦略対話合意」（平成 22 年 6 月 3 日）

「『2020 年までの目標』と達成に向けた施策」

2 国民参加と「新しい公共」の支援

雇用の多様性に配慮しつつ、各施策を通じて、均等・均衡待遇の推進に取り組むとともに、正社員就職の支援、正社員転換の支援に取り組み、希望しても正社員になれない非正規労働者の数を減少させる。

4 地域雇用創造と「ディーセント・ワーク」の実現

【同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進等】

- ・ パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進

パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、専門家による相談・援助やパートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換等を行う事業主に対する助成措置等を充実する。

- ・ 有期契約労働者の均衡待遇の確保と正社員転換の推進等

有期労働契約に関する施策の有期労働契約に関する施策の在り方について、有期労働契約研究会での研究を踏まえ、必要な施策の在り方を検討し、必要な対応を行う。

【労働時間短縮の促進】

短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、助成措置による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供等を行う。

- ・「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）

（6）雇用・人材戦略

～「出番」と「居場所」のある国・日本～

（地域雇用創造と「ディーセント・ワーク」の実現）

国民の新たな参加と活躍が期待される雇用の場の確保のために、雇用の「量的拡大」を図る。このため、成長分野を中心に、地域に根ざした雇用創造を推進する。また、「新しい公共」の担い手育成の観点から、NPOや社会起業家など「社会的企業」が主導する「地域社会雇用創造」を推進する。

また、雇用の安定・質の向上と生活不安の払拭が、内需主導型経済成長の基盤であり、雇用の質の向上が、企業の競争力強化・成長へとつながり、その果実の適正な分配が国内消費の拡大、次の経済成長へとつながる。そこで、「ディーセント・ワーク（人間らしい働きがいのある仕事）」の実現に向けて、「同一価値労働同一賃金」に向けた均等・均衡待遇の推進、給付付き税額控除の検討、最低賃金の引上げ、ワーク・ライフ・バランスの実現（年次有給休暇の取得促進、労働時間短縮、育児休業等の取得促進）に取り組む。

- ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 22 年 6 月 29 日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定）

<仕事と生活の調和憲章>

(多様な働き方の模索)

・・・仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

<仕事と生活の調和推進のための行動指針>

2 「仕事と生活の調和が実現した社会」に必要なとされる諸条件

① 就労による経済的自立が可能な社会

- ・意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へと移行できること。
- ・就業形態に関わらず、公正な処遇や能力開発機会が確保されること。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

- ・子育て中の親、働く意欲のある女性や高齢者などが、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様で柔軟な働き方が可能となる制度があり、実際に利用できること。
- ・就業形態に関わらず、公正な処遇や能力開発機会が確保されること。

3 各主体の取組

(1) 企業、働く者の取組

(就労による経済的自立)

- ・パート労働者等については正規雇用へ移行しうる制度作り等を行う。
- ・就業形態に関わらず、公正な処遇や積極的な能力開発を行う。

(多様な働き方の選択)

- ・育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業など個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度の整備、それらを利用しやすい職場風土づくりを進める。

(3) 国の取組

(総論)

- ・労働基準法、労働契約法、パートタイム労働法等関係法令の周知を図るとともに、法令遵守のための監督及び指導を強化する。

(多様な働き方の選択)

- ・育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワークといった多様な働き方を推進するとともに、パート労働者の均衡待遇の推進、働く意欲と能力のある女性や高齢者の再就職や就業継続の支援、促進等、その多様な働き方を推進するための条件を整備する。

【数値目標】

短時間勤務を選択できる事業所の割合

(短時間正社員制度等)

2020年 29%

※「短時間正社員」の定義：フルタイム正社員より1週間の所定労働時間が短い正社員をいい、①フルタイム正社員が育児・介護に加え、地域活動、自己啓発その他何らかの理由により短時間・短日勤務を一定期間行う場合と、②正社員の所定労働時間を恒常的に短くする場合の双方を含む。

【現状】

◇2007年 (参考：8.6%以下)

(平成17年度民間企業の勤務条件制度等の調査結果について 人事院)

・「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月23日子ども・若者育成支援本部決定)

第3 子ども・若者等に対する施策の基本的方向

3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する

(2) 大人社会の在り方の見直し

(雇用・労働の在り方の見直し)

意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ移行できるようにするとともに、就業形態にかかわらず、公正な処遇や能力開発の機会が確保されるようにするなど、非正規雇用対策を推進します。

・第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(平成22年7月23日男女共同参画会議基本問題・計画専門調査会答申)

第2部第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

II 今後の目標

2・・・また、パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えることで女性の能力発揮を促進するという積極的な意義もある一方、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状においては、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているほか、正規雇用と非正規雇用の間の格差は、男女間の格差の一因になっているとの問題もある。

このため、非正規雇用の雇用環境の整備に向けた一層の取組が必要であり、また、公務部門における非正規雇用についても同様である。

III 施策の基本的方向と具体的な取組

2 非正規雇用における雇用環境の整備

(1) 施策の基本的方向

労働者が、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、女性の能力発揮の促進を図る上での重要な課題である。

このため、同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組として、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の推進など、多様な働き方の雇用の質を向上させるための施策を推進する。

(2) 具体的な取組

- ① 同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進の取組として、パートタイム労働法に基づき、パートタイム労働者と「通常の労働者」の均等・均衡のとれた待遇を推進する。
- ② 同一価値労働同一賃金の実現に向けて、法整備も含めて具体的な取組方法を検討する。
- ⑤ 短時間正社員制度など公正な待遇が図られた多様な働き方の普及を推進するほか、フルタイムの正規雇用とこうした多様な働き方との間の双方向の転換が図りやすい環境を整備する。
- ⑦ 非正規労働者に対する均衡処遇等について、パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者など各労働者間で施策において合理的でない差が生じることのないよう、正規労働者との待遇の処遇等の問題を検討する中で対策を講ずる。

5 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

(2) 具体的な取組

- ② 短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業等の仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方について、マニュアルやガイドライン等により就業条件の適正化を図りつつ普及促進を図る。

(20) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

「有期労働契約研究会 中間とりまとめ」（平成 22 年 3 月 17 日）（抄）

第 5 均衡待遇、正社員への転換等

1 基本的な考え方

（略）パートタイム労働法も踏まえて、有期契約労働者と正社員との間の均衡のとれた待遇を推進するとともに、有期契約労働者の雇用の安定及び職業能力形成の促進という観点から、有期労働契約の無期化や正社員転換を推進するという施策が考えられる。

「雇用政策研究会報告書」（平成 22 年 7 月 14 日）（抄）

第 2 章 我が国労働市場の現状と変化

(非正規労働者の諸問題)

②職業キャリアの形成が十分でないこと

非正規労働者は、正規労働者と比較して、OJT、OFF-JTといった企業内における能力開発機会が不足している。職業キャリア形成初期において能力開発機会が与えられないことにより、技能の蓄積等において問題が生じている。また、非正規労働者として勤続を重ねても、職務が比較的単純であることから、職業能力が高まらない傾向にある。そのため、職業キャリアが十分に形成されず、希望の仕事につくことが難しくなっており、職業キャリアの形成に向けた対応が必要となっている。

(21) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

雇用保険二事業に関する行政評価・監視（平成 22 年 1 月）

② 具体的状況

- ・助成金支出に関する業務を財団法人が実施しているものについては、助成金支出に付随する運営費の実態を明らかにするとともに、運営費、事業費及び管理費が助成金支出に比して過大となっているものは、その実態を踏まえ、予算を縮減する等の措置を講じること。
- ・自己評価を行うに当たっては、合理的な事業目標を設定するとともに、合理的・客観的データを用いて評価・検証すること。

(22) その他

行政刷新会議「事業仕分け」（平成 21 年 11 月 13 日）

- ・評価結果：見直し
- ・とりまとめコメント：21 世紀職業財団の活用を廃止。指定法人のあり方について法改正を含めて対応をお願いしたい。ご議論いただいたとおり、外形的なことから言うと国民の目から見ると財団ありきでこの仕事が財団に流れているのではないかという疑念はぬぐえない。指定法人の指定をはずした上で一般競争入札や、労働局、地方自治体に移すことを考えていただきたい。その上でどうしても受ける場所がないという場合はまた考えていただきたい。以上、業務の発注の仕方の見直しをしていただきたい。

厚生労働省「省内事業仕分け」改革案（平成 22 年 6 月）

- ・「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」と「中小企業雇用安定化奨励金」については、「均衡待遇・正社員化推進奨励金（仮称）」として整理・統合する。

育児・介護雇用安定等助成金 （両立支援レベルアップ助成金）

平成22年8月

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課(塚崎裕子課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

施策中目標1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

施策小目標2 育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい雇用環境を整備すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

厚生労働大臣が指定する者（（財）21世紀職業財団）

(2) 概要

働き続けながら育児又は家族介護を行う労働者の雇用の継続を図るための仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対して、助成金を支給する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

育児休業取得率について、女性は、平成17年度72.3%が平成21年度には85.6%となり、平成24年に「80%以上」という目標は既に達成された。なお、平成21年度は前年度より低下しているが、景気の低迷を背景にして、育児休業を取らずに復帰した女性労働者が増えたことが一因ではないかと考えられる。一方、男性は、平成17年度0.50%が平成21年度には1.72%に上昇する等の効果が見られ、取組は有効であったと評価できる。しかし、依然として低い水準にとどまっており、男性のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに女性の仕事と子育ての両立

の負担を軽減し、その継続就業や円滑な職場復帰を図るため、男性の育児休業の取得促進策が必要である。

また、中小企業についても、女性の育児休業取得率が、平成 15 年度は企業規模 300 人未満で 60% 台であったが平成 21 年度には事業所規模 30 人以上 100 人未満で 91.4% となる等着実に改善がみられる。一方で、育児のための短時間勤務制度の導入状況をみると、事業所規模が 500 人以上で 83.6% であるのに対し、30 人以上 100 人未満で 64.6% と、事業所規模による格差が見られ、更なる改善が必要である。

(2) 効率性の評価

育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備に向けて、財団法人 21 世紀職業財団では労働者の雇用管理等に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対し相談等の援助を実施しているところであり、あわせて助成金の説明を行うことで両立支援に取り組む事業主にインセンティブを与えるなど、効率的な運営に努めている。

これらの結果、ここ数年間は育児休業取得率が増加するなど施策の効果を上げていることから、取組は効率的であると評価できる。

(事後評価において特に留意が必要な事項)

昨年の行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、助成金業務や相談・援助業務等の実施において、財団法人 21 世紀職業財団の活用を廃止し、内容を見直した上で、都道府県労働局で実施予定。

(3) 政策等への反映の方向性

「新成長戦略」において、「女性の M 字カーブ解消」について 2020 年までの具体的目標を設定することや、「出産・子育ての後、働くことを希望するすべての人が仕事に復帰」が 2017 年までの目標とされるなど、女性の労働力の活用は大きな政策の柱の一つとなっている。

このような目標を達成するためには、法制度のみならず、その内容が企業において規定化され、育児休業・短時間勤務制度などの両立支援制度を利用しやすい職場環境が整備されることが必要である。

両立支援の取組状況は、企業によってさまざまであることから、企業の実情に即した実効性ある支援を効率的に行うことが引き続き必要であり、本助成金については、昨年の行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、財団法人 21 世紀職業財団の活用を廃止し、取組の遅れている中小企業の底上げを図る助成金にさらに特化する等の再編を行い、都道府県労働局で実施予定。

(概算要求額：572 百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	育児休業取得率（男性）（％） （前年以上／毎年、5％以上／平成24年、10％以上／平成29年）	0.50	0.57	1.56	1.23	1.72
達成率		89.2%	129.5%	312.0%	78.8%	139.8%
2	育児休業取得率（女性）（％） （80％以上／平成24年、80％以上／平成29年）	72.3	88.5	89.7	90.6	85.6
達成率		-	-	-	-	-
3	第1子出産前後の女性の継続就業率（％）（45％以上／平成24年、55％以上／平成29年）	38	-	-	-	-
達成率		-	-	-	-	-
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1、2は、雇用均等・児童家庭局の「雇用均等基本調査」（平成18年度までは「女性雇用管理基本調査」）による。平成16年度、平成17年度、平成19年度、平成20年度及び平成21年度は5人以上の規模事業所調査、平成15年度及び平成18年度は30人以上規模企業調査。 目標達成率については、比較可能な年度と比較した数値であり、平成17年度は平成16年度と、平成18年度は平成15年度と、平成19年度は平成17年度と、平成20年度は平成19年度と、平成21年度は平成20年度と比較した数値である。 指標3は、国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第13回出生動向基本調査」（平成17年）による。当該数値（38％）は子どもの出生年を平成12年から平成16年とする第1子出産前後の継続就業率。 						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
4	職場風土改革コースの支給件数	-	-	289	566	571
達成率		-	-	-	-	-
5	職場風土改革コースの支給額（百万円）	-	-	145	373	378
達成率		-	-	-	-	-
【調査名・資料出所、備考等】						
雇用均等・児童家庭局調べによる。						

5. 特記事項

(1) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

※「両立支援レベルアップ助成金」について

子ども・子育てビジョン（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）

第 4 目指すべき社会への政策 4 本柱と 12 の主要施策

4 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備

- ・両立支援制度を利用しやすい職場環境を整えるとともに、法に定める最低基準を上回る制度の導入を促進するため、事業主に対する助言や助成等の支援を進めます。

(2) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

※「両立支援レベルアップ助成金」について

助成金支出に関する業務を財団法人が実施しているものについては、助成金支出に付随する運営費の実態を明らかにするとともに、運営費、事業費及び管理費が助成金支出に比して過大となっているものは、その実態を踏まえ、予算を縮減する等の措置を講じること、との指摘を受けた。

これを受けて、財団法人 21 世紀職業財団が支給している両立支援レベルアップ助成金については、事業費及び管理費を見直し、22 年度予算において前年度比 36.0% 減の 29 億円に縮減した。

(3) その他

平成 21 年、行政刷新会議による「事業仕分け」により、

両立支援レベルアップ助成金について、財団法人 21 世紀職業財団の活用を廃止する等の指摘を受けた。これを受けて、平成 23 年 10 月から財団法人 21 世紀職業財団の活用を廃止し、以降は都道府県労働局で支給する予定である。

養育費相談支援センター事業

平成22年8月

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室（竹林 悟史室長）

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
- 施策大目標6 総合的な母子家庭等の自立を図ること
- 施策中目標6-1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること

2. 事業の概要

（1）実施主体

企画競争を実施し、契約候補者を選定（民間団体等）

（2）概要

養育費の取り決め等に関する相談対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

（1）養育費相談支援事業

- ・全国の母子家庭等を対象に電話・電子メール等による養育費相談を実施
- ・都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センター等で受け付けられた相談のうち困難事例に対し、電話等による相談支援を実施

（2）研修事業

- ・母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子自立支援員等、地域において養育費に係る業務に従事している者を対象とする研修

（3）情報提供事業

- ・ホームページ、パンフレット等による、養育費の支払いや手続き等の情報提供や周知啓発等の実施

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

（1）有効性の評価

養育費相談支援センターの相談件数の指標をみると、養育費を確保する母子家庭等が増加することが見込める。

(2) 効率性の評価

養育費相談支援センターにおいて母子家庭等を対象に養育費相談を実施するとともに、都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センター等で受け付けられた相談のうち、困難事例に対し電話等による相談支援を実施することにより、全国的な養育費相談対応が実施でき、効率性が高いものと期待されている。

(3) 政策等への反映の方向性

養育費相談支援センターの相談件数は増加しているが、養育費の取り決めをしている者及び現在も養育費を受けている者の水準は低いことから、平成23年度予算概算要求において、所用の予算を要求する。

(概算要求額：60百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	養育費の取り決めをしている割合 (H15 34.0%)	—	38.8%	—	—	—
	達成率	—	—	—	—	—
2	現在も養育費を受けている割合 (H15 17.7%)	—	19.0%	—	—	—
	達成率	—	—	—	—	—
3	養育費相談支援センターの相談件数		—	1,540件 (10月～)	3,193件	5,162件
	達成率	—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
○1. 2については、「全国母子家庭等調査」（家庭福祉課調べ）						
○3. については、養育費相談支援センター調べ						

5. 特記事項

(4) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

「児童扶養手当法の一部を改正する法律案」（第173回国会内閣提出第29号）

○衆議院：児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

4. 児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和60年法律第48号）における父の所得による支給制限措置に係る改正規定については、ひとり親家庭の生活の安定及びひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長に資するよう、今後、養育費相談支援センターをはじめとする養育費の確保に係る取組を一層推進するとともに、その取組みの効果等を踏まえ、当該規定の在り方について検討すること。

(5) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）

□養育費の確保

- ・養育費相談支援センターや母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費に関する専門知識を有する相談員が、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うとともに、養育費相談支援センターにおいて相談員の研修等を実施します。

生活福祉資金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）貸付事業

平成22年8月

社会・援護局地域福祉課(宮本 真司課長)

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
- 施策大目標1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供すること
- 施策中目標1-1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県社会福祉協議会

(2) 概要

要保護者に対し、当該不動産を担保に生活資金の貸付を行う。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

- ・これまで達成された効果、今後見込まれる効果

本貸付制度の利用が拡大することにより、扶養義務を果たさない者に対する不動産相続が防止され、社会的不公平の是正に資するとともに、生活保護制度の適用に優先して、自助努力としての資産の活用が図られ、生活保護費の抑制に資することが見込まれる。制度運用開始以降、貸付決定件数の伸びも認められるため（平成19年度：135件、平成20年度367件）、引き続き本事業を実施していく。

（事後評価において特に留意が必要な事項）

貸付限度額は、担保に供される不動産の評価価額から求められることから、個々のケースにおける生活保護費の抑制額は、当該不動産の評価価額によっても変動することに留意する必要がある。

(2) 効率性の評価

・手段の適正性

本貸付制度は、国、都道府県及び都道府県及び都道府県社会福祉協議会の適切な役割分担の下で効率的な制度運営を行い、自助努力としての資産の活用及び扶養義務を果たさない者に対する不動産相続の防止を図り、もって社会的不公平の是正に資するものであることから、手段として適正であるため、引き続き本事業を実施していく。

・費用と効果の関係に関する評価

要保護者に対する毎月の貸付額は、生活保護制度にいう最低生活費程度の額を想定しているため、過剰な貸付を防止する効果が見込まれる。また、要保護者が所有する居住用不動産を担保に生活資金を貸し付けるため、要保護者の死亡後に、担保に供していた不動産を処分することにより債権を回収することができ、結果として生活保護費の抑制に資する。

(事後評価において特に留意が必要な事項)

本貸付制度の要件を満たす被生活保護世帯については、生活保護における他法他施策活用の観点から、適切に利用へつなげていく必要がある。

(3) 政策等への反映の方向性

制度運用開始以降、貸付決定件数の伸びも認められ、生活保護費の抑制に資すると見込まれるため、所要の予算を要求していく

(概算要求額：未定)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	貸付決定件数(件) (前年度以上/毎年度)	—	—	135	367	集計中
	達成率	—%	—%	—%	271.9%	—%
2	貸付決定金額(円) (前年度以上/毎年度)	—	—	1,007,589	2,494,636	集計中
	達成率	—%	—%	—%	247.6%	—%
【調査名・資料出所、備考等】						
・参考資料「生活福祉資金貸付実施状況等調査（厚生労働省社会・援護局地域福祉課）」						

工賃倍増計画支援事業費補助金

平成22年8月

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課(土生課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- 施策大目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
- 施策中目標1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
- 施策小目標2 障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県

(2) 概要

障害福祉サービスを提供する事業所における障害者の工賃の水準は低く、障害者が自立して生活するためには、工賃を引き上げる必要がある。本事業は、都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策等を定めた5か年計画（工賃倍増計画）を策定し、同計画に基づき都道府県が実施する事業に対して、国が補助を行うものである。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

近年の厳しい経済情勢の中において、平成19年度に経営コンサルタントによる支援を実施した事業所の平均工賃月額が平成20年度に増額（13,664円→14,438円）となっており、障害者の工賃水準が向上している。

(2) 効率性の評価

平成 23 年度までの 5 か年を計画期間として、各都道府県において「工賃倍増 5 か年計画」が策定され、工賃水準の引き上げのための事業が実施されているところであり、これを支援することで、全国的に障害者の工賃水準の引き上げが期待されることから、効率性は高いものと期待される。

(3) 政策等への反映の方向性

経営コンサルタントを受け入れた事業等について、工賃の引き上げにつながった好事例も出ているところであるが、さらに効果的に事業を実施するため、国庫負担のあり方などを見直し、平成 23 年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

(概算要求額：598 百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	「工賃倍増 5 か年計画の策定」 事業実施都道府県数	—	—	41	46	47
達成率		—	—	87.2%	97.9%	100%
【調査名・資料出所、備考等】						
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べによるもの。						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
3	平成 19 年度に経営コンサルタントによる支援を実施した事業所の平均工賃月額	—	—	13,664	14,438	集計中
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べによるもの。平成 21 年度分については、10 月頃を目途に公表予定である。						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	就労移行支援の利用者数（単位：人日分）（60.5 万人日分以上／平成 23 年度）	—	62,255	190,924	298,000	集計中
2	就労継続支援の利用者数（単位：人日分）（267.1 万人日分／平成 23 年度）	—	194,519	608,490	1,031,000	集計中

【調査名・資料出所、備考等】

平成19年度及び平成20年度は国民健康保険団体連合会のデータによるものである。また、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）によるものである。

5. 特記事項

(6) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

障害者基本法に基づく重点施策実施5か年計画（平成19年12月25日障害者施策推進本部決定）

○ 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるため「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

平成19年度からの5か年において、官民一体となった取組を推進し、工賃水準の倍増を図るとともに、一般雇用への移行を進める。

発達障害者支援開発事業

平成22年8月

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課(土生課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- 施策大目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
- 施策中目標1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
- 施策小目標1 障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県、指定都市（市町村、社会福祉法人等への委託可）

(2) 概要

国に発達障害者施策検討委員会、地方公共団体（全国20箇所）に企画・評価委員会及び実行委員会を設置し、発達障害者支援についての先駆的な取組を通じて支援の在り方について整理を行い、発達障害児（者）、その家族、関係者（以下「発達障害児（者）等」という。）への有効な支援手法を開発・確立する。

支援手法の開発は、発達障害児（者）等に対する支援方策をモデル事業として実施し、それを評価・分析することにより行う。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

支援体制の整備や支援手法の開発を行う地方自治体が、着実に増加する等発達障害者の支援の充実や手法の開発・確立に本事業は有効に活用されていると考えられる。

(2) 効率性の評価

発達障害者の支援手法の開発・確立を国が支援することにより、当該支援手法の普及が全国的に展開されることが期待され、全国的な支援体制の充実等を行っていく上で、効率性は高いものと期待される。

(3) 政策等への反映の方向性

発達障害者に対する社会的な理解が依然として他の障害者と比べて十分ではなく、また、取組は緒についたばかりであり、引き続き、事業を推進する必要があるため、平成23年度予算概算要求におい、所要の予算を要求する。

(概算要求額：295百万円)

4. 評価指標等

特になし

がん検診実施体制強化モデル事業

平成22年8月

健康局総務課がん対策推進室(鈴木健彦室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標 IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- 施策大目標 3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
- 施策中目標 1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

市町村

(2) 概要

がんの早期発見・早期治療に向けた効果的な手法について評価・検討するために、特定の市町村をモデル市町村として選定し、以下のがん検診受診後のフォローアップ等の精度管理に係る事業に対し、国が補助を行う。

○がん検診受診後のフォローアップ等の精度管理に係る事業

- ・要精検者の状況把握及び医療機関への受診勧奨
- ・当該市町村における受診率、要精検率、陽性反応適中度等の指標の検証
- ・精度管理のための検討会の設置及び本事業の効果の分析・評価
- ・以上についてのデータ管理等

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

がん検診受診後のフォローアップ等の精度管理に係る事業をモデル市町村において適切に実施することにより、精密検査の精度が向上した。

(2) 効率性の評価

■手段の適正性

本事業は、がん検診受診後のフォローアップや事業評価など、地方公共団体単独、とりわけ市町村単独では解決できない課題について、国が側面から支援を行うものであり、効率的で適正な手段であった。

■費用と効果の関係に関する評価

がん検診受診者のフォローアップにより、がん検診によるがん発見率の向上に繋がった。

また、がん検診の精度管理による適切ながん検診の運営が可能となり、がん検診にかかる費用の効率化に繋がった。

■他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無・・・無

(3) 政策等への反映の方向性

平成20年度限り

(概算要求額：0百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	胃がん検診受診率	12.4	12.1	11.8		
達成率						
2	肺がん検診受診率	22.3	22.4	21.6		
達成率						
3	大腸がん検診受診率	18.1	18.6	18.8		
達成率						
4	子宮がん検診受診率	18.9	18.6	18.8		
達成率						
5	乳がん検診受診率	17.6	12.9	14.2		
達成率						
6	がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の減少（単位：人口10万人対） （20％／平成28年度）かつ （前年度同程度／毎年度）	92.4	90.0	88.5	87.2	集計中
達成率		102.6%	102.6%	101.7%	101.5%	—%
【調査名・資料出所、備考等】						
・ 指標1～5：地域保健・老人保健事業報告						

- ・ 指標6：がん対策推進基本計画の全体目標との整合性を図り、高齢化の影響を取り除いた精度の高い指標とするため、「75歳未満」としている。

また、本指標は、厚生労働省の人口動態統計に基づき、がん対策情報センターにおいて算出したもの。平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年9月頃に公表予定。

5. 特記事項

(7) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① ・ 無

② 具体的記載

「がん対策基本法に対する附帯決議」（平成18年6月15日参議院厚生労働委員会）の第十七項において、予防・早期発見体制の充実については、がんの早期発見のための知識や予防法の普及を図ること。また、最新の知見に基づき有効性が高いと認められるがん検診を地域における検診の項目に位置づけること。

(8) 各種計画等政府決定等の該当

① ・ 無

② 具体的記載

がん対策推進基本計画（平成19年6月15日閣議決定）において、「がん検診の受診率について、欧米諸国に比べて低いことも踏まえ、効果的・効率的な受診間隔や重点的に受診勧奨すべき対象者を考慮しつつ、5年以内に、50%以上（乳がん検診、大腸がん検診等）とすることを目標とする。」との記載がある。

マンモグラフィ検診従事者研修事業

平成22年8月

健康局総務課がん対策推進室(鈴木健彦室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標 IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- 施策大目標 3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
- 施策中目標 1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県、公益法人等

(2) 概要

マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師を養成するための研修事業に対して、国が補助を行う。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

本事業により、マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成数の増加及び資質の向上が図られ、マンモグラフィ検診の機会が増加し、かつ、その精度が向上することで、乳がん検診の受診者数・受診率が増加し、乳がんの早期発見、早期治療のために有効であった。

(2) 効率性の評価

■手段の適正性

本事業は、都道府県等の行う研修に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、効率的で適正な手段であった。

■費用と効果の関係に関する評価

本事業は、都道府県等の行う研修に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、費用面においても効率的であった。

また、本事業を通じた当該専門家の養成数の増加及び資質の向上により、マンモグラフィの有効利用が図られた。

さらに、本事業の推進の結果、乳がん検診の受診者数・受診率が増加し、乳がんの早期発見、早期治療の推進に関して、費用に見合った一定の効果があったと考えられる。

■他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無・・・無

(3) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所要の予算を計上する。

(概算要求額：42百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	乳がん検診受診率	17.6	12.9	14.2		
達成率						
2	がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の減少（単位：人口10万人対） （20％／平成28年度）かつ （前年度同程度／毎年度）	92.4	90.0	88.5	87.2	集計中
達成率		102.6%	102.6%	101.7%	101.5%	—%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1：地域保健・老人保健事業報告 ・ 指標2：がん対策推進基本計画の全体目標との整合性を図り、高齢化の影響を取り除いた精度の高い指標とするため、「75歳未満」としている。 <p>また、本指標は、厚生労働省の人口動態統計に基づき、がん対策情報センターにおいて算出したもの。平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年9月頃に公表予定。</p>						

5. 特記事項

(9) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有 ・ 無

② 具体的記載

「がん対策基本法に対する附帯決議」（平成18年6月15日参議院厚生労働委員会）の第十七項において、予防・早期発見体制の充実については、がんの早期発見のための知識や予防法の普及を図ること。また、最新の知見に基づき有効性が高いと認められるがん検診を地域における検診の項目に位置づけること。

(10) 各種計画等政府決定等の該当

① 有 ・ 無

② 具体的記載

「がん対策推進基本計画（平成19年6月15日閣議決定）において、「がん検診の受診率について、欧米諸国に比べて低いことも踏まえ、効果的・効率的な受診間隔や重点的に受診勧奨すべき対象者を考慮しつつ、5年以内に、50%以上（乳がん検診、大腸がん検診等）とすることを目標とする。」との記載がある。

要介護認定適正化事業

平成22年8月

老健局老人保健課(宇都宮啓課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標 IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- 施策大目標 3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
- 施策中目標 2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
- 施策小目標 1 介護保険制度の適切な運営を図ること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

厚生労働省（ただし、事業の一部を、事業実施を適切に行うことができると認められる団体に委託することができる。）

(2) 概要

厚生労働省が各自治体からの要請に応じ介護認定審査会を訪問し、審査における基本的な考え方や判定手順などについて技術的助言を行い、その結果を取りまとめた全国の自治体に対して情報提供を行う。さらに、平成22年度は、これまで得られた知見等をもとに、要介護認定にかかる業務改善のための研修材料等を開発し、各自治体への普及を目的とした研修会を実施することとしている。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

本事業を開始した平成19年度の軽重度変更率の地域差が20.4%であったのに対し、翌年度の平成20年度には19.2%と、前年度より1.2ポイント小さくなっており、各自治体における要介護認定の状況に係る地域差が是正されている。

(2) 効率性の評価

各地域の介護認定審査会に対して、より適正な審査を行うための情報提供及び技術的助言を行い、これらを全国の自治体に広く情報提供している。さらに今年度は、これまでに得られた知見等をもとに、各地域の介護認定審査会が自律的に適正化を推進するための研修材料等を作成・提供することとしている。取組を通じ、事業の対象でない自治体の介護認定審査会においても、要介護認定の適正化が期待されるため、効率性は高い。

(3) 政策等への反映の方向性

各自治体における要介護認定の状況に係る地域差は改善しているものの、今後も引き続き本事業により要介護認定の適正化を図っていく必要があることから、平成23年度予算要求において、所要の予算を要求する。

なお、審査における基本的な考え方や判定手順などを広く普及させるために、本事業の実施によりこれまで得られた知見を元に、今年度は、研修材料等を開発することとしている。

(概算要求額：171百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差	—	18.9%	20.4%	19.2%	集計中
達成率		—	—	-1.5p	1.2p	集計中
【調査名・資料出所、備考等】 要介護認定等に係る認定調査結果等報告（老健局老人保健課調べ） 平成21年度の数値については、平成22年9月頃公表予定 達成率は、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差の縮小率（地域差を縮小／毎年度）						

厚生労働省ネットワーク (共通システム) 最適化事業

平成22年8月

大臣官房統計情報部企画課情報企画室(佐々木裕介室長) [主担当]

全部局 [関連]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策大目標1 電子政府推進計画を推進すること

施策中目標1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること。

施策小目標2 全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること

2. 事業概要

(1) 実施主体

国、地方厚生局、都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所、均等室)、検疫所

(2) 概要

「共通見直し方針」に基づき、府省内ネットワークの集約化・共用化を実施し、府省内のLANで運用する電子メールシステム、電子掲示板等の基本システムを統一するとともに、LANの運用管理業務の集中化を図るものである。

※参考：厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html>

(3) 事業計画期間

平成17年度 ～ 平成24年度

(4) 予算執行の弾力化措置

国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 目間流用の弾力化 ・ 目の大括り化

3. 評価と反映の方向性

(1) 総合的な評価（主に有効性及び効率性の観点から）

中核的LANシステムの更改時（平成17年7月）に、これまで個々に調達していたインターネット回線を含めて調達を行うことにより、年間22,800千円の経費を削減し、また、中核的LANシステムの更改により、運用担当職員に係る業務処理時間を年間2,250時間削減し、最適化計画の目標値を達成した。なお、平成21年度も年間22,800千円の経費を削減したが、新たにセキュリティ対策の強化等を行う必要が生じたことから、206,805千円の経費の増加となった。今後は、最適化計画の見直しを平成25年度までを目途に行う。

また、WAN回線の統合等については、「共通見直し方針」を遵守し、平成20年4月から運用を開始しており、各個別システムの段階的な接続についても計画通り進められている。

今後、これらのシステム及びネットワークが更改時期を迎えるため、安定的な運用を維持するとともに、円滑な移行を着実に実施するための取り組みが重要となる。

(2) 予算執行の弾力化措置により得られた効果等

国庫債務負担行為の活用による複数年の一括契約により、同一事業者による継続的な開発・運用が可能となり、単年度で事業者が変更される場合と比較して、業務引継に要する期間の削減や契約に係る事務の簡素化が図られた。

(3) その他（上記の他、公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

(4) 政策等への反映の方向性

中核的LANシステムについては、平成25年度に更改時期を迎えることから、最適化計画を見直しつつ、次期中核的LANシステムの更改準備を行う。

WAN回線については、平成24年度に更改時期を迎えることから、平成22年度には更改に向けた要件定義書の作成を行う。

4. 特記事項

電子政府構築計画（平成16年6月14日一部改定各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議）

第2 施策の基本方針

II IT化に対応した業務改革

3 共通システムの最適化

共通システムの見直し方針に基づき、霞が関WAN（電子文書交換システムを含む。）及び政府認証基盤については、行政情報システム関係課長連絡会議における検討を踏まえ、CIO連絡会議の下、総務省が中心となって、2004年度末（平成16年度末）までに、また、府省内ネットワークについては、各府省において、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、それぞれ最適化計画を策定し、システムの見直しを進める。（掲載場所：IT戦略本部ホームページ）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai9/9siryou2.pdf>

職業安定行政関係業務の業務・ システム最適化事業

平成22年8月

職業安定局労働市場センター業務室（櫻井眞一室長）

職業安定局総務課（宮川晃課長）

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるITを推進すること

政策大目標1 電子政府推進計画を推進すること

施策中目標1 行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること

施策小目標2 全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること

2. 事業概要

（1）実施主体

都道府県労働局（公共職業安定所）

（2）概要

職業安定行政関係業務の業務・システム最適化にあたっては、「予算効率の高い簡素な政府の実現」を目標として、「利用者の利便性の維持・向上」、「業務の効率化・合理化」、「安全性・信頼性の確保」及び「経費削減」の4つを基本理念として、以下を実施する。

【実施施策（主なもの）】

- 1 利用者（国民、事業主）の利便性の向上
事業主等の事務手続きにかかる負担軽減、利用者向けの求人情報提供サービスの向上を図る。
- 2 業務の処理の効率化・合理化
職業安定行政関係業務においては、利用者と対面で行う業務が根幹となることから、失業の認定、職業相談・職業紹介、事業主指導等に十分に時間をかけて対応できる体制の確保を図る。
- 3 システム機能の統廃合・システム構成の見直し
これまで別のシステムとして構築・運用されてきた総合的雇用情報システム、雇用保険トータル・システム等については、「職業安定行政関係システム（仮称）」として一体化する。
- 4 安全性・信頼性の確保

職業安定行政関係業務が大量の企業情報、個人情報扱う業務であることを考慮して、セキュリティの確保等に万全を期す。

5 調達における透明性の確保

システムの調達や契約に関する透明性や公平性の向上を推進する。

6 業務・システム最適化計画の実施に向けた体制の整備

IT ガバナンスの強化と PDCA サイクルの確立

(3) 事業計画期間

平成18年度～平成22年度

(4) 予算執行の弾力化措置

国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 目間流用の弾力化 ・ 目の大括り化

6. 評価と反映の方向性

(1) 総合的な評価（主に有効性及び効率性の観点から）

1 削減計画

平成21（2009）年度においては、最適化の効果は発現しない。

2 削減業務処理時間

平成21（2009）年度においては、最適化の効果は発現しない。

3 オンライン申請利用率

電子申請の利便性向上のため、各種届出の添付書類の簡素化等を行い、オンライン申請利用率の向上に努めたが、目標率達成には至らなかった。

(2) 予算執行の弾力化措置により得られた効果等

国庫債務負担行為による複数年度に渡る一括契約で、同一開発業者による継続的な開発が可能となり、単年度で開発業者が変更される場合と比較してシステムの設計・開発に係る確認・引継期間が省略でき、契約に係る事務の簡素化が図られた。

繰越明許費により、システム開発期間及びコスト削減の実証期間を確保するため、予算の繰越等の弾力的な予算執行が行えるようになっているが、最適化計画開始後、その事態には至らなかった。

(3) その他（上記の他、公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

1 調達や最適化実施検討において、重要事項を外部委員や CIO 補佐官（オブザーバ）の参加する「最適化計画実施評価委員会」に諮り、適正性、公平性の確保に努めたことは評価できる。

2 職業安定局、支援事業者、設計・開発事業者間で「プロジェクト進捗会議」を設け、進捗管理、課題等について、原因を追及し、適切な対応を行っていることは評価できる。

- 3 オンライン利用促進については、現場職員への周知・徹底や国民への効果的な利用促進策の検討により、利用率向上に向けた一層の取組が求められる。

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

4. 特記事項

電子政府構築計画（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

II IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

(2) 個別府省業務・システム

「個別府省業務・システムについて」（2004年(平成16年)2月10日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告会）掲げる個別府省業務・システムについては、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。なお、個別府省業務・システムについては、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、各府省において、適宜、追加等の見直しを行う。

特に、いわゆる旧式（レガシー）システムについては、当該システムを保有する府省において、次の事項を踏まえつつ、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、府省ごとの「レガシーシステム見直しのための行動計画（アクション・プログラム）」に基づき、引き続き必要な見直しを行う。

① 刷新可能性調査を通じ、

- ・汎用パッケージソフトウェアの利用
- ・オープンシステム化
- ・ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）
- ・随意契約から競争入札への移行
- ・データ通信サービス契約の見直し
- ・国庫債務負担行為の活用

の可能性について検討する。

② システムの構成、調達方式等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。システムに係る費用については、システム開発費用、保守等の維持運用費用に加え、通信費、施設利用費など該当システムの開発、運用期間を通じて必要となる費用全体を踏まえて検討するものとする。

③ 他府省の事例や国内外の先行事例、成功事例を収集・分析し、システムの効果的な見直しを図る。

④ 関係する政府内、民間、諸外国のシステムとの相互運用性を確保する。

⑤ システムの刷新による投資対効果を明らかにする。

労災保険給付業務の業務・システム 最適化事業

平成22年8月

労働基準局労災補償部労災保険業務課（植松課長）〔主担当〕

労働基準局総務課（前田課長）〔最適化計画の総合調整関連〕

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策大目標1 電子政府推進計画を推進すること

施策中目標1 行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること。

施策小目標2 全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること

2. 事業概要

（1）実施主体

国、都道府県労働局、労働基準監督署

（2）概要

- 1 労災保険給付における本省払いへの集約化
労災保険の給付事務のうち、都道府県労働局及び労働基準監督署において行っている支払事務を本省に集中化する。
- 2 システム化による業務効率化
次の業務をシステム化することにより業務の効率化を図る。
 - ① 労災保険特別加入に係る承認・給付業務、
 - ② 第三者行為災害における求償業務
 - ③ 義肢等の支給業務
 - ④ 各種統計の集計業務
 - ⑤ 認定等の支援業務
- 3 メインフレームのオープン化

メインフレームを廃止してオープン化（※）するとともに、標準技術を採用した汎用製品等を利用することで、柔軟性・拡張性の高いシステムとする。

（※）個々の業者や独自技術によって開発されてきた従来のシステムに対して、広く公開された規格や仕様に従った汎用性のあるシステムを構築すること。）

4 他のシステムとの連携強化

他のシステムとの連携を強化し、基礎年金番号を利用しての支給調整等の業務を適正かつ迅速に行う。

◆参考：厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html>

（3）事業計画期間

平成 18 年度 ～ 平成 22 年度

（4）予算執行の弾力化措置

国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 目間流用の弾力化 ・ 目の大括り化

3. 評価と反映の方向性

（1）総合的な評価（主に有効性及び効率性の観点から）

1 削減経費

平成 21（2009）年度に最適化の効果が発現する削減経費については、目標値の 28 億円を下回ったが、年間 25 億円の削減を達成することができた。

2 削減業務処理時間

平成 21（2009）年度においては、最適化の効果は発現しない。

3 オンライン申請

特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）の利用件数が平成 20 年度の 679 件に比べ、平成 21 年度は 990 件と約 45%増加したが、その他の労災給付業務に係る手続については、利用件数、利用率とも大幅な向上にはつながらなかった。

（2）予算執行の弾力化措置により得られた効果等

国庫債務負担行為により、システムの設計・開発及び運用については、同一業者が継続的に行うことが可能となったことから、計画的なシステム開発が可能となり、また安定的なシステムの運用が図られた。

さらに、繰越明許費により、システムの設計に変更が生じた場合に機動的に対応することが

できた。

(3) その他（上記の他、公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

最適化実施に係る他システムとの連携事項の検討については、取り決めた連携の実施内容の着実な実施について見守る必要がある。

労災保険給付業務に係る手続は、被災労働者等が行う手続が大部分を占めており、また、そのような手続のための公的個人認証の普及等の問題があることから、利用率は大幅に向上しなかった。

(4) 政策等への反映の方向性

平成23年度予算については、所要の予算を要求する。

オンライン利用促進については、窓口で利用勧奨を行う等、引き続き利用促進策を推進する。

7. 特記事項

電子政府構築計画（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。

平成16年6月14日一部改定）

II IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

(2) 個別府省業務・システム

「個別府省業務・システムについて」（2004年（平成16年）2月10日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告）に掲げる個別府省業務・システムについては、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。なお、個別府省業務・システムについては、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、各府省において、適宜、追加等の見直しを行う。

特に、いわゆる旧式（レガシー）システムについては、当該システムを保有する府省において、次の事項を踏まえつつ、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、各府省ごとの「レガシーシステム見直しのための行動計画（アクション・プログラム）」に基づき、引き続き必要な見直しを行う。

- ① 刷新可能性調査を通じ、
 - ・汎用パッケージソフトウェアの利用
 - ・オープンシステム化
 - ・ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）
 - ・随意契約から競争入札への移行
 - ・データ通信サービス契約の見直し
 - ・国庫債務負担行為の活用の可能性について検討する。

- ② システムの構成、調達方式等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。システムに係る費用については、システム開発費用、保守等の維持運用費用に加え、通信費、施設利用費など当該システムの開発、運用期間を通じて必要となる費用全体を踏まえて検討するものとする。
- ③ 他府省の事例や国内外の先行事例、成功事例を収集・分析し、システムの効果的な見直しを図る。
- ④ 関係する政府内、民間、諸外国のシステムとの相互運用性を確保する。
- ⑤ システムの刷新による投資対効果を明らかにする。

(参考) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai9/9siryou2.pdf>

監督・安全衛生等業務の 業務・システム最適化事業

平成22年8月

労働基準局労災補償部労災保険業務課(植松課長) [主担当]

労働基準局総務課(前田課長) [最適化計画の総合調整関係]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策大目標1 電子政府推進計画を推進すること

施策中目標1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること。

施策小目標2 全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること

2. 事業概要

(1) 実施主体

国、都道府県労働局、労働基準監督署

(2) 概要

1 相談業務効率化のための対応

(1) 相談支援システムを構築する。

(2) 録音音声等に対応する機能及びホームページの画面案内(FAQの掲載等)により24時間、365日稼働するシステムを構築する。

2 労働安全衛生法に基づく免許管理業務の集中化等

免許管理業務の集中化を行い、免許証の印刷から加工までの処理を自動化する。

3 手作業業務のシステム化による業務効率化

申告処理業務、未払賃金立替払業務、特定機械管理等業務、安全衛生業務指導計画作成支援などの手作業業務をシステム化する。

※参考：厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html>

(3) 事業計画期間

平成18年度 ～ 平成22年度

(4) 予算執行の弾力化措置

国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 目間流用の弾力化 ・ 目の大括り化

4. 評価と反映の方向性

(1) 総合的な評価（主に有効性及び効率性の観点から）

1 削減経費

最適化を実施することにより年間27億円の経費削減を達成し、目標値の年間19億円を上回ることができた。

2 削減業務処理時間

平成21（2009）年度に最適化の効果が発現する削減業務処理時間については、目標値の11,992時間（1,499人日）を下回ったが、年間11,539時間（1,442人日）の削減を達成することができた。

3 オンライン申請

前年度に比べて、概ね利用率は向上したが、事業主が必要に応じ随時行う手続が大部分を占めており、また、そのような手続のための電子証明書の取得に係る費用や手間等の問題があることから、大幅な利用率の向上にはつながらなかった。

(2) 予算執行の弾力化措置により得られた効果等

国庫債務負担行為により、システムの設計・開発及び運用については、同一業者が継続的に行うことが可能となったことから、計画的なシステム開発が可能となり、また安定的なシステムの運用が図られた。

さらに、繰越明許費により、システムの設計に変更が生じた場合に機動的に対応することができた。

(3) その他（上記の他、公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

なし。

(4) 政策等への反映の方向性

平成23年度予算については、所要の予算を要求する。

オンライン申請の利用促進については、窓口での利用勧奨を行う等、引き続き利用促進策を推進する。

5. 特記事項

電子政府構築計画（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。
平成16年6月14日一部改定）

第2 施策の基本方針

II IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

（2）個別府省業務・システム

「個別府省業務・システムについて」（2004年（平成16年）2月10日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告）に掲げる個別府省業務・システムについては、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。なお、個別府省業務・システムについては、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、各府省において、適宜、追加等の見直しを行う。

特に、いわゆる旧式（レガシー）システムについては、当該システムを保有する府省において、次の事項を踏まえつつ、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、各府省ごとの「レガシーシステム見直しのための行動計画（アクション・プログラム）」に基づき、引き続き必要な見直しを行う。

① 刷新可能性調査を通じ、

- ・汎用パッケージソフトウェアの利用
- ・オープンシステム化
- ・ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）
- ・随意契約から競争入札への移行
- ・データ通信サービス契約の見直し
- ・国庫債務負担行為の活用

の可能性について検討する。

② システムの構成、調達方式等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。システムに係る費用については、システム開発費用、保守等の維持運用費用に加え、通信費、施設利用費など当該システムの開発、運用期間を通じて必要となる費用全体を踏まえて検討するものとする。

③ 他府省の事例や国内外の先行事例、成功事例を収集・分析し、システムの効果的な見直しを図る。

④ 関係する政府内、民間、諸外国のシステムとの相互運用性を確保する。

⑤ システムの刷新による投資対効果を明らかにする。

（参考）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai9/9siryou2.pdf>

労働保険適用徴収業務の 業務・システム最適化事業

平成22年8月

労働基準局労働保険徴収課(美濃課長) [主担当]

労働基準局総務課(前田課長) [予算関連]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策大目標1 電子政府推進計画を推進すること

施策中目標1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること。

施策小目標2 全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること。

2. 事業概要

(1) 実施主体

国、都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所である。

(2) 概要

労働保険適用徴収業務は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(労働保険徴収法)に基づく、労働保険(労働者災害補償保険及び雇用保険の総称)の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手續、労働保険事務組合等に関する業務である。

労働保険適用徴収業務においては、労働保険料の申告や納付等の事務に係る大量のデータを処理しており、特に毎年6月1日から7月10日までを労働保険料の概算・確定保険料の申告期間(年度更新期間)としていることから、この期間に毎年約160万件の申告書が提出されている。

労働保険適用徴収業務の円滑な運営の支援を行うのが労働保険適用徴収システムであり、本事業を実施することにより、下記1から6に示すとおり業務処理の集中化、業務処理の合理化、国民サービスの向上、及びシステム運用業務の効率化等を図るものである。

下記1から6の概要については、労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0331-5.html>)を参照すること。

1. 労働・社会保険関係手續のワンストップ化

労働保険適用徴収関係手続について、事業設立や廃止等の同一契機に行う手続を中心に、これまで都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所で受け付けていた届出等をいずれか一カ所で受け付けることを可能とするワンストップ化を図り、事業主等の利便性の向上を図る。

2. 都道府県を越える所在地変更時における届出等の簡素化

都道府県を越える事業場所在地の変更時に、移転元及び移転先の都道府県労働局等で必要であった確定保険料の申告等の手続を不要とし、移転先の都道府県労働局等への手続のみで可能とすることにより、事業主等の申告書作成に係る作業量の軽減及び複数窓口への提出作業等の削減を図る。

3. 申告書等の書類管理のシステム化

年度更新申告書等をスキャナ等で電子画像化し、受付状況と併せてシステムで管理することで、検索を容易にし、事業主等からの問い合わせ対応等に係わる業務の合理化及び未申告事業場の管理の効率化を図る。

4. 問い合わせ対応業務等の外部委託化

従来、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所等において行っていた事業主等からの問い合わせや帳票提供依頼への対応について、外部委託により運営を行う。

5. 電子申請システムの見直しによる事業主等の電子申請時の負担の軽減等による電子申請の利用促進

府省共通業務・システムである「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務」の最適化計画に沿って整備されるe-Gov（電子政府の総合窓口）に電子申請の窓口機能を統合し、電子申請の利用者の端末の多様化（多様なオペレーティングシステムが利用可能となる）、Web化（プログラムのダウンロード等が不要となる）、仕様の公開（事業主や労働保険事務組合等が利用している各種データを活用して電子申請を行うことが可能となる）及び電子申請の操作の共通化等を実現することにより、事業主等の電子申請に係る負担が軽減される。

また、申請書等の作成および提出代行を行う社会保険労務士からの年度更新申告について、事業主の電子署名を不要とする方式を活用することにより、社会保険労務士の電子申請の利用促進を図る。

6. メインフレームのオープン化

再構築によりメインフレームをオープン化（個々の業者の独自技術によって開発されてきた従来のシステムに対して、広く公開された規格や仕様に従った汎用性のあるシステムを構築すること。）することにより、運用コスト及び調達コストの削減を図る。

(3) 事業計画期間

平成18年度 ～ 平成24年度

(4) 予算執行の弾力化措置

国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 目間流用の弾力化 ・ 目の大括り化

3. 評価と反映の方向性

(1) 総合的な評価（主に有効性及び効率性の観点から）

削減経費及び削減業務処理時間について、平成21年度においては、最適化の効果は発現しない。オンライン申請について、利用促進策を推進した結果、目標値の達成には至らなかったものの、利用率が前年度に比べ向上した。

(2) 予算執行の弾力化措置により得られた効果等

国庫債務負担行為により、平成18年度～平成21年度の4年間の一括契約により、同一開発業者による継続的な開発が可能となり、単年度で開発業者が変更される場合と比較してシステム設計・開発に係る確認期間が省略でき、契約に係る事務の簡素化が図られた。

(3) その他（上記の他、公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

1. 平成20年度の最適化計画以降、PMO（最適化計画に係る省全体管理組織）、PJMO（各部局において策定している、業務・システム最適化計画ごとに設置される個別管理組織）、設計・開発事業者の三者による定例の報告会を毎月実施し、最適化計画を着実に実施している。
2. 最適化実施に係る他システムとの連携事項について、関係部局と検討を重ね、報告書等を取りまとめている。今後、この方針に沿って、関係部局と連携し着実に取り組む必要がある。
3. 最適化計画改定後の新たなスケジュールに沿って、一般競争入札によるハードウェア等の調達を実施したことや、運用・保守の調達について、一般競争による分離調達手続を行った。
4. オンライン利用促進については、電子申請体験コーナーの試行的実施など、周知・広報等の取組の結果、目標達成には至っていないことから、周知・広報等の方法の再検討も含め、利用率の向上へ向けて取り組んでいく必要がある。

(4) 政策等への反映の方向性

1. 平成23年度予算については、所要の予算を要求する。
2. オンライン申請の利用促進については、平成22年1月に、電子申請の窓口機能を総務省の電子政府総合窓口（e-Gov）に統合した。
平成22年度において電子申請の体験コーナーを全国の労働局に設置した。今後、体験コーナーの実施結果を踏まえた更なる対策を検討する。

4. 特記事項

電子政府構築計画（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。
平成16年6月14日一部改定）

II IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

（2）個別府省業務・システム

「個別府省業務・システムについて」（2004年（平成16年）2月10日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告）に掲げる個別府省業務・システムについては、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。なお、個別府省業務・システムについては、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、各府省において、適宜、追加等の見直しを行う。

特に、いわゆる旧式（レガシー）システムについては、当該システムを保有する府省において、次の事項を踏まえつつ、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、各府省ごとの「レガシーシステム見直しのための行動計画（アクション・プログラム）」に基づき、引き続き必要な見直しを行う。

- ① 刷新可能性調査を通じ、
 - ・汎用パッケージソフトウェアの利用
 - ・オープンシステム化
 - ・ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）
 - ・随意契約から競争入札への移行
 - ・データ通信サービス契約の見直し
 - ・国庫債務負担行為の活用
の可能性について検討する。
- ② システムの構成、調達方式等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。システムに係る費用については、システム開発費用、保守等の維持運用費用に加え、通信費、施設利用費など当該システムの開発、運用期間を通じて必要となる費用全体を踏まえて検討するものとする。
- ③ 他府省の事例や国内外の先行事例、成功事例を収集・分析し、システムの効果的な見直しを図る。
- ④ 関係する政府内、民間、諸外国のシステムとの相互運用性を確保する。
- ⑤ システムの刷新による投資対効果を明らかにする。